

(第六部)

第九十八回
參議院文教委員會

卷之三

午前十時三分開會

委員の異動

三月二十六日

魏仁
堦江 正夫君

三月三十日

秦野
章君

出席者は左のとおり

委員長
理事

委員

11

國務大臣
文部
政府委員

文

第六部 文教委員會會議錄第五號

昭和五十八年三月三十日

參議院

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願ひいたします。

○委員長(堀内俊夫君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより両案を一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○柏谷照美君 最初に、国立学校設置法の一部改正案について質問をいたします。

この法案は、三重大学の人文学部の創設などにかかるものでありますけれども、衆議院の方でもわが党が問題にいたしましたのは、筑波大学に国際関係学類を設置することに関して本当に閣内で意思統一ができたのかどうなのかという問題点と、それから国際関係学群構想の中に軍事研究を行うのではないかという質問点が出されて論議されているわけで、そのことはもう大臣も十分御承知のことというふうに思います。その点についての参議院においての明確な答弁をひとつお願いをしたい。

もう一つは、高岡に設置される短期大学の問題ですが、文教委員会としても、当時吉田実文教委員長の時代にここへ調査に行きましたが、非常に地元から短期大学構想についての要望が出されていましたことを私は改めて思い出しているわけでありましがれども、この短期大学をつくるということと、いまこの法律の中に単位の互換制が専修学校との間にあっておりますけれども、このことが大學というものの専修学校並みにレベルを下げるのではないか、こういう心配がありますけれども、その点についてはどうか。

第三点目は、三重大学人文学部創設、これは大変いいことだというふうに思うわけですけれども、これによつて定員がふえていいのではないかではないか、その点についてはどうか。

か。学部が増設されて人間がふえないと云うのは一体どうのことなのか。この三点を御質問いた

○国務大臣(瀬戸山三男君) 筑波大学の国際関係学類を今度新設するということになつておるわけですが、これについては、筑波大学の方でございますが、これについては、筑波大学の方から正規の手続を経られて、文部省にその要求が提出されておるわけでございます。聞きますと、何とかややその後学内に意見の違う人があるというふうとを聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、文部省に対しては学内の正規の手続を経て持つてこられた、こういうことになつております。

て、軍事研究の問題が衆議院でもいろいろ御意見がありました。これは、いわゆる国際関係時代でござりますから、国際関係をいろいろ政治、經濟、社会をいろいろ研究してもらって有能な国際人を養成する、こういうのがねらいであります。が、その中に特に軍事研究するのではないかといふ御指摘、御意見があるわけでござりますけれども、国際関係については、国際間の軍事情勢がどうなつておる、あるいは世界の平和の関係がどうなつておるといふことを研究するのには、これは国際関係を研究するときには当然といひましょうか、あるわけでござりますけれども、言われますように軍事技術の研究であるとか兵器の研究であるとか、自衛隊をやつておるようなことをやるということはこれは絶対ないわけでございまして、そういうことはあつてはならないし、そういうことを目標にしておるわけではございま

○政府委員(宮地貢一君) 大臣の御答弁を補足いたしましてお答えいたします。
ただいま筑波大学の関係については大臣からお答えがあつたとおりでございまして、たとえば具題になりますので、局長から御答弁させることにいたします。

体的には安全保障研究というようなことはござい
ますけれども、これは既存のたとえば東京大学の

教養学部の場合でも、国際関係論についてはそのような研究は行つておるわけでございます。筑波大学の場合も、ほかの大学で行つてのこと以外のようなことをやることは、これはあり得ないことがだと思つております。

つくつしていくわけでございます。そこで、具体的な中身いたしまして、私ども從来から大学なり短期大学については制度を弾力化しまして、たとえば大学と短期大学の間でも単位の互換ということが認められるような形とか、そういうことは進めてきているわけでございます。

たとえば専修学校における学習を単位として認める問題のこととございますが、専修学校におきる問題のことでございますが、専修学校におき

ましても、たとえばコンピューターを使った実習でございまどとか、あるいは芸術分野における特別の手法の実習等、専修学校の専門課程においても十分内容的にすぐれたものが行われていることはあるわけでございまして、そういうようなものについて、短期大学にとつても有意義なものを作成的に取り入れていくということは私どもとしても考えておきたいと思っております。

もちろん、具体的な実施に当たりましては短期大学、専修学校両面から十分な検討を行う必要がありまし、そのことにつきましては現在設置審議会の短期大学基準分科会でも議論はされているわけでございます。そういうことでございますので、互換そのものによつて短期大学のレベルを下げることは必ずしも当たらないというぐあいに私ども理解をいたしております。

それから、お尋ねの第三点にございましたの

は、三重大学の人文科学部について、新設に当たりまして、学部がふえましても事務職員がふえてい

ないという点についての御指摘であったかと思いますが、この人文学部の創設に伴いましては、五十八年度の教職員定員増といたしましては、一般教育担当の教官分として九人を予定しているところでございます。事務職員の増は初年度には予定をしていないわけでございますが、これは全体的に大変定員についても厳しい情勢下にあつたわけでございまして、具体的には全学的な定員の再配置ということで協力体制を整えて対応をしていくというぐあいに初年度は考へているわけでござります。

もちろん、後年度を含めました全本計画といった

しましては、教育研究業務の増大に伴いまして、教官以外のその他職員についてもこれは所要の増員ということを予定はいたしておりますがござります。当面、学部の事務体制については、臨調答申等の問題もございまして、既存の教育学部と一体的な事務組織を置いて教育研究の支援に支障を来たさないよう配慮をしながら、ただいま申しましたような厳しい定員事情のもとの定員需要に

対応することにいたしております。
なお、事務組織として一元的な事務組織を置きますことは、たとえば三重大学の場合は、従来一般教育を教育学部のみで行つておりましたところ、今回の人文学部創設後は人文学部と教育学部で一般教育を行つうというような事情もあるわけでございまして、事務組織を一体的に行いますことが円滑な運営も確保できるという面もあるわけで

既存のほかの大学におきましても、事務組織の合理化という観点で、たとえば医学部、歯学部と附属病院の事務処理体制を一元化しておりますものでございますとか、あるいは、研究所が移転された場合に複数の研究所の事務処理体制を一貫して行うケースでございますとか、国立大学の既存のほかの大字におきましても、合理化し、省力化できる点は積極的に取り組んでいるところでござります。

○柏谷照美君 います。
定員が厳しいからそういう状況に

なるのも、梓が決まっているわけですから、やむを得ない部分があるかと思ひますけれども、しかし、教官だけが九人増員をされまして、職員についてはゼロというのは、幾らなんでも、合理化をするといつても厳し過ぎるのではないか。これできちんと大学教育が進められていくのかどうか。こういう不安を持つのですが、いかがですか。

○政府委員(宮地寅一君) その点は、ただいま御説明をしたわけでござりますが、五十八年度としては、おっしゃるように事務職員についての措置が残念ながらできなかつたということは遺憾でござりますけれども、先ほども申しましたようこ

全学的な協力体制を組んで取り組んでまいりたい
というぐあいに考えております。
そのことによりまして教育研究体制が十分行え
るのかというお尋ねでございますが、初年度は通
例、一般教育の教官について配置をされるわけで
ございまして、先ほども申しましたような事務体
制としては、人文学部・教育学部の事務部といふ
形になるわけでございます。したがいまして、五

十八年度は大変厳しい情勢でござりますが、その後は私どもとしても、学年進行に伴いまして、実務の増大に伴つて必要な事務職員についてはもちろん増員を図らなければならない、かように考えております。

○粕谷照美君 その後はどう――先ほどの説明では、後年度はと、こういうふうにおっしゃつたのですから、後年というのは一体何年先になる

○粕原照美君 いまの職員の問題についてこれから集中的に質問をしていきたいと思うんですけれども、まず、国立大学には、教官以外のさまざまの職員がいるのです。五十九年度、来年度はそういうことをもう考えなければならないというふうに判断をしてよろしいですか。

な職務に従事をしている事務職員などが置かれているわけあります。昭和五十八年度予算を見てみますと、国立大の全職員が十三万二千百五十人のうち、行政職俸給表(一)の適用者が三万八千四百九人、(二)の適用者が九千五百七十人、合わせて四万七千九百七十九人、非常に大勢おるわけあります、国立大学が教育研究という本質的な役割を十分に果たすためには、こういう教育研究に直接かかる事務職員、それから教務職員、技術職員、図書館職員などの一般職員が車の両輪として一致協力して運営がなされていくということが非常に大事だというふうに思いますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○政府委員(宮地寅一君) 全般的なお尋ねでございましたが、もちろん国立大学の教育研究を円滑に遂行するためには、事務職員がその支えとなることはもとよりございまして、おつしやるよう

その点は車の両輪のごとくに両々相まって大学の教育研究体制というものが遂行されるものと理解しております。

○粕谷照美君 その車の両輪なんですけれども、どうも片輪が大きくて片輪が小さいのではないか

といふ気がしてならないわけであります。職員ともうものが意欲を持つて働き、十分な役割りを果たすためには、その身分とか職務というものが確立されると同時に、給与やその他の待遇がやはり適切に行われる必要があるというふうに思うのですが、しかしこの職員の待遇がきわめて悪いといふことが前々から指摘されております。

たとえば、五十七年度予算を見てみたのですけれども、級別定数を国立学校と他の省庁の出先機関と比較してみますと、一等級から五等級までの上位等級の定数が、財務局ですと六六・五%、通

産局ですと七〇・六%、食糧事務所が八一・八%、地方医務局八四・七%などに比べまして、国立学校においては三八・五%と、きわめて悪いわけであります。さうに、それより上の等級を比較しますと、一層大きな格差が出てまいります。もとよ

り給与などを適正に比較するためには、職員の年

齢構成や勤続年数、学歴や職務の内容などを十分に考慮しなければならないと思いますけれども、それにしても大きな格差があるということは非常に不審でなりません。

そこで、こういう実態を文部省としてはどのように認識をして、このような処遇が悪い業務をどうに改善でなりません。

○政府委員(高石邦男君) まず一つは、年齢構成が、他省庁に比べまして国立大学の場合は若いわ

けでござります。

ちなみに申し上げますと、四十歳未満の省庁別

の平均でございますと四九・七%、国立学校の場合六一・三%、一〇%余り若い人が多い。逆に

四十歳以上になりますと省庁別で言いますと五〇・三%、国立大学の場合は三八・七%、年齢構成の若さというのが一つの原因だと思ひます。

それから、等級の格づけについては、それぞれ職務の内容、ポストに応じて決めているわけでござります。国立大学の場合に、係長とか課長とか

課長補佐、そういう役職的なポストというのが他

の省庁に比較して非常に少ないというようなこと

と。そういうものが重なり合つて、全体的に等級別で見ますと、いま御指摘のございましたように非常に低い状況にあるというのが実態でございま

す。

それで、こういう実態でござりますので、ただ、

等級別定数につきましてはポストの絡みがありま

すので、定員のようにふやしていくといふのには一定の限界があります。しかし、その隘路を開拓するために、たとえば主任の制度をもう少しや

くしていくということによって上級の等級へ上げる

ことができるよう対応を考える、ないしは非常に組織が肥大化していく場合については適正なポ

ストを整備していく、こういうような両面からその改善のための努力をしていかなければならぬ

い、こう思っております。

○粕谷照美君 ポストを整備したいという考え方

については私は了解をいたしました。

人事院来ておられますか。——八五年の公務員

の給与、任用制度、これについて見直しをすると

いう人事院の素案が出されるというふうに聞いておりますが、この辺についてはいまどういう実態になっておりますか。

○政府委員(斧誠之助君) お答えいたします。

作業状況の現状をまず御説明いたしますと、い

ま先生おつしやいましたように、大体定年制が実

施されますのが昭和六十年の三月三十一日でござ

りますので、そういう新たな制度の発足に合わせて総合的な見直しも発足したいということです。

作業を進めております。これにつしましては、各省人事当局でありますとか、あるいは各職員団

体、そういう関係者の御意見を十分承る手順が必要でござりますので、まずその方面に御説明して

意見を承りながらと、こう考えておるわけでござ

りますが、その各省あるいは職員団体にお示しする案がほぼ大詰めのところを迎えております。期

日は定かには申し上げられませんが、ごく近い機

会に両者に案をお示しして御意見をお伺いしたい

と思っております。

内容的には、採用制度、昇進制度、給与制度、研修制度、そういうものについて考えておるところ

でござります。

○粕谷照美君 そうしますと、これ初めて二月ごろ

に出るという見通しだったというふうに思います

けれども、ずいぶんおくれ込んでいるような感じ

ですね。当然大学問題もその中に含まれていくよ

うに思ひますけれども、大学関係の昇格が大変悪

いと、こういうふうに言われておりますけれども、人事院としてはそのことをお認めになられま

すか、どうですか。

それから、その理由が、等級別定数が他省庁に

比較して非常に悪いからだと、こういうようによ

われておりますけれども、どのように判断をされ

ますか。

○政府委員(斧誠之助君) 人事院としましては、

毎年定数につきまして各省の御意見も伺いながら、

その配分を行つておるわけですが、特に文部省に

ついて不利な扱いをしているということはさらさ

らございません。

確かに先ほど先生おつしやいましたように、管

区機関と大学の関係を比較しますと、六等級以下

のところで全国的に見ますと、他の省庁の管区機

関の場合は四〇%ぐらいの在職率、文部省の場合

は六〇%を超える在職率と、そういうふうになつ

ております。そういう面では、数字的に不利なよ

うな印象になるわけですが、その主たる原因は、

先ほど文部省からもお答えいたしましたように、年齢構成が非常に若いということがあると思いま

す。

ですから、私たちの定数の作業は、先ほども先生から

おつしやつていただきましたが、組織の状況、そ

れから職務の内容、それが基本になりますと作業

が行われますが、もちろんその組織ごとにおける

年齢構成でありますとか、あるいは学歴構成、そ

ういうものについてしんしやくするということは

当然でござります。

それで、個人個人の任用がどうなつているか

という点で見ますと、これはまた新陳代謝の状況

とか、あるいは異動の可能性とか、そういうもの

も非常に影響してくるわけとして、人事配置な

んかの面からいろいろお考えをいただきたい点

もあるのではないかというふうに考えておりま

す。

○粕谷照美君 私もまだ勤務年数などについての

調査が十行程き届いておるわけではありませんか

らいまお伺いをしたわけとして、これから人事院

案が出来ましたら、またこちらでも十分に研究をし

て質問をしていきたいと思います。

しかし、国立大学の職員の人たちが非常に不満

に思っているのは、他省庁では専門職員の定数が

あるけれども国立学校にはそれがではないか

ということだけれど、たとえば財務局の

行(一)等級別、職別予算の定数の実調を見ますと、

部長、次長、課長、課長補佐、係長、主任などの

ほかに監理官、監察官、検査官など多く

の専門官がいるわけですね。陸運局なども専門職の定数があるわけです。しかし国立学校ではこういう専門職というものは全然認められていないので、これがやはり国立学校における昇格を不利にしている要因ではないかというふうに思いますが、れども、いかがですか。

行政の需要の変化もございます、あるいは複雑多様化もございます。そういうことでそれぞれ専門に独立して仕事をした方が能率が上がるというような職務については専門職として処遇する道を開くということで、このところずっといろいろな専門職を認めてきております。

○粕谷照美君 人事院結構でございます。ありがとうございます。
とうございました。
それでは、いま人事院で文部省からいろいろいろいろ要望をもらつてゐる、相談をいただいている、こういうふうに話がありましたけれども、具体的にはどういうことを文部省としては考えているのであります。
○政府委員(高石邦男君) まず一つは、基本的に組織につきまして、適正な組織をつくつてしかるべきポストをつくっていくということが一つであります。
第二番目に、そういう給与について一定の頭打ちの状況に来てゐる人で、なおその資質、能力が上位の専門的な仕事をするにふさわしいという人については、先ほど来論議がありましたような事

○説明員（大門隆君） お答えいたします。
国立大学の人事担当部課長会議でいま先生の
おつしやいましたようなことが検討されまして、
要望が出されておるわけでございますが、文部省
としましてもその要望を受けまして、いまのいろ
んな訴訟業務あるいは医事関係の業務、あるいは
最近かなり国際交流が活発になつてまいりました
て、留学生だとか外国人研究者の受け入れ等が多くなつてしまひましたので、その涉外関連業務等々につきまして専門職制度を設けよう。それでは
具体的には五十七年度に計画を立てまして、約二
千人の計画を立てて、そのうちの約四百人ほどを
要求いたしておるわけでございますが、先ほどどん
事院の方からもお話をございましたように、なお
その職務の内容等専門性の度合いなどについて検
討する必要があるということで検討されておられ
るという段階でございます。

の辺のところは、一体具体的に検討をしている内容がありますか。

昭和四十八年と昭和五十七年度の比較で申し上げますと、主任につきましては約二・六五倍のボストがふえております。係長で言いますと、これ是一・二四倍というような形でありますと、どうしても組織をいろいろ拡大していくというか、課をつくるとか係をつくるというのにも一定の限界があるので、主として主任の問題ないしは専門職員の設置というような面で対応を考えていかなければならぬであるうと思つております。

○柏谷照美君 国立大学人事担当部課長会議で、大学の事務専門職員をつくつてもらいたい、そのためわれわれはこういうことを意見として出したいという書類が出ていますね。たとえば「専門職制を置くことを適当とする業務例」の中に、「法規、訟務業務」というんですか、大変わずかしい業務のようですが、「年金、災害補償業務」「留学生、外国人研究員、涉外等関連業務」あるいは「入試調査業務」、こういろいろありますけれども、こ

○政府委員 高石邦男君 これは各大学にそういううポストを区分けしてその大学限りで使うというような使い方もございましょうけれども、それぞれのポストが有効適切に効率的にロスのない使い方をしていくといふ場合には、それを総合して使いうというのが一つのメリットのある効率的な使い方であろうと思うんです。したがいまして、基本的には課長であるとか係長であるというポストがそれぞれの大学で決まつておりますので、それに応ずる処遇はもちろん図つていく。それ以外に主任の問題であるとか専門職員というようなものについてはできるだけそれを有効適切に総合的に使うというような運用も考えていかなければならぬいという意味から、各大学ごとに級別定数を何ばですかというふうに明確に示してないというのが現

○粕谷聰美君　あわせまして、国大協でやつぱり研究技術専門官制度の新設に関する要望書などと、いうものも出ています。この辺のところはどういうふうにいま考えておられますか。

○説明員(大門隆君)　先ほど人事院の局長から御答弁ありましたように、現在人事院で検討されおられるわけですが、その中でいまの国大協の要望も検討していただいておるという状況でござります。

○粕谷聰美君　私は一般会計というのを予算書を見てみましたが、本省だと文化庁、あるいは研究所、博物館などというのは予算定数というものがはつきりと出されているわけですね。つまり私どもから見ると公開をされているという感じになっています。しかし、国立学校の特別会計というのを見ますと、確かに国立学校、附属病院、研究所、三分して予算定数が出ておりませんけれども、しかし各大学ごとに級別の定数が示されているかということを調べてみますと、どうも予算配分が明確になつていらないような感じがしてなりません。大学の職員組合などに言わせると、こういうのをどんどんぶり勘定と、こう言つているそうですねけれども、この辺のことについてはいかがですか。

課長か何ほかということになりますと、大学ことは総合的に運用した方が適切であろうというような意味合いもございまして、先ほど来申し上げて いるような運用をしているわけでございます。

○粕谷照美君 それから、問題点がたくさんあるわけですけれど、事務局長初め課長以上の高級職員といふところには、常に文部省の人事の一環として位置づけられて天下り的におりてくるわけですね。二年あるいは三年たまるとその人はまた本省へ戻ってくるとか、あるいは格が高いとか低いとかと言うと問題がありますけれども、やはり給料が上がるようにも他の大学に移っていくというような制度がありまして、生え抜きというのではなく何か等閑視されているような感じがしてならない

○柏谷照美君 有効であるとか適切であるとかと
いう判断を一体だれがやるかという問題があらう
かと思いますね。
私ども大学などへ行きました、要覽というんで
すか、一覧表を見ますと、なかなか定数のところ
に数字が入っていないという感じがしてならない
わけでありますけれども、やっぱりこの辺のことこ
ろを大学内でもコンセンサスを得るような体制で
すね、たとえば先ほど人事院がおつしやつた一つ
の素案をつくって、そして各関係のところにそれ
を提示して意見を吸い上げていく、こういうもの
があると思いますけれども、その辺のところはこ
れが有効なんですよというような押しつけたよう
なやり方になつてているのではないかという感じが
しますけれども、その辺はどうでしよう。
○政府委員(高石邦男君) たとえば同じ課長で
も、二等級の課長、三等級の課長といろいろある
わけでございます。したがいまして課長の等級、
三等級でこの学校は何ばというような形で運用す
るよりも、二等級の課長にも上がり得るというよ
うなポストにつきましては、やっぱりそこは彈力
的に運用していかなければならぬので、最初か
らおたくの大学は三等級の課長が何ばで二等級の

いわけではありませんが、その辺についての考え方、救済策というようなものをどうやって考えていますか。

○政府委員(高石邦男君) 基本的に各大学における事務局の管理職につきましては、適材を適所にという姿勢で人事をやるわけでございます。しかし、一般的な傾向としては、本省から出かけて各大学の管理職につく率が多いわけでございまして、その事実を否定するわけにはいかないわけであります。ただ、それぞれの大学で、この人は大学の課長にできる能力があるというような人

もなかなかその土地から離れられないというようなことで、せっかくのチャンスを保証しようとしても、転勤そのものについて、家があるから土地があるからというようなことでなかなか移動をしながらいるという実態もあるわけでございます。したがいまして、理念としては平等に課長以上の昇進についてのポストを保証しようと考えておりますが、現実的には生え抜きでその学校から離れてられないという人がかなりいるというところにまたがります。しかし、そういう問題点があるわけであります。しかし、そういう人を救済するために俸給表とか級別定数と

いうものの仕組みを合わせるわけにいかない。あくまで合理的なポストに応じて、能力に応じた処遇というような形になりますので、級別定数の純理論的な観点での格づけと、そして現実的な人事の絡みというのが複雑になつておりますので、勢いそういう傾向が示されているというふうに思うわけでございます。

○柏谷照美君 生え抜きを決して等閑視をしていわなければならないという考え方にはわかりました。

それでは、その次に移りますけれども、大学の事務職員等において女性の占める割合といふものが、係長、課長補佐、課長等の役職について一体どんなふうになつてゐるのか、御調査ありますか。

○説明員(大門隆君) お答えいたします。

これは五十八年一月の調査でございまして、大学の課長補佐、事務長補佐、それから係長、主任

について申し上げます。
課長補佐につきましては、女性は現在五名でございます。それから事務長補佐が一名、係長が五十八人、主任が八百四十五人となつております。

○柏谷照美君 私が問題にしたいのは、「国連婦人の十年」が始まって以来、男女差別が大変大きいのではないか、こういう意見がずっとこここのところ続いてきているわけであります。文部省において、その数字を見て一体どういうふうにお考

えですか。やはりまだ女性を採用していくという点については足りないものがあるというふうにお考えでしょうか。どうですか。

○政府委員(高石邦男君) 女性の管理職への登用の状況というものは男子に比べて低いということは現実にございます。で、能力があれば女性についてもひとしくそのチャンスを与えていくという基本的な姿勢は持つてあるわけでございますが、なかなかそここの各個人の評価になりますと、全く男

と同じというような形で管理職へのポストの昇進ができます。しかしながら、基本的に平等な立場で対応していかなければならぬと思つております。

○柏谷照美君 私も、幾つかの大学の五等級以下のなかで、男が幾ら、女が幾らというのを黒丸、白丸でもつて図示したのをいただいてるわけなんですが、確かにその各個人の評価になりますと、全く男

と同じというような形で管理職へのポストの昇進ができます。しかしながら、基本的に平等な立場で対応していかなければならぬと思つております。

○柏谷照美君 私も、幾つかの大学の五等級以下

ておりますが、一般論として男女の差をつけるという考え方にはこれはとらないわけでございません。それから事務長補佐が一名、係長が五

五十四十三万人というものに比べますと四十四、五万人ほどふえるというような状況にあるわけでありますから、全部同じようにというわけにはまらないと思いますけれども、原則はもちろん能力に応じて同じように行う、こういうのが当然でありますから、全部同じようにといいますか、それが作

用しますから、全部同じようにといいうわけにはまらないと思いますけれども、原則はもちろん能力に応じて同じように行う、こういうのが当然でありますから、全部同じようにといいますか、それが作

用しますから、全部同じようにといいうわけにはまらないと思いますけれども、原則はもちろん能力に応じて同じように行う、こういうのが当然でありますから、全部同じようにといいますか、それが作

けでございますが、これは現在、昭和五十七年の五百四十三万人というものに比べますと四十四、五万人ほどふえるという状況にあるわけであります。

○政府委員(阿部充夫君) 小中合わせますと昭和五十七年が一千七百万ということで、ピークになつておりますので、全体としては本年度がピークで若干減りぎみになっている。その中で、小学校についてはすでにピークを越して減つてきてるが、中学校はこれからであるという状況にあるわけでございま

す。私は、手元に大阪府都市教育長協議会の小中学校の、三十市なんですけれども、五十七年七月の実態調査表を持っております。

その内容は、児童生徒急増に伴う教育費等実態調査と、こういうもので、五十四年に比べて小学生が減つてます。中学生は大幅に伸びている。しかし、小学校で減つても三十市のうち十三市では増加をしている。中学校では五市でもう三〇%を超すほど増加をして、平均しても二〇%を超してます。こういうことが明らかになつてゐるわけであります。

○政府委員(阿部充夫君) 児童生徒の急増の状況等についてございますが、子供の数で申しますと、小学校につきましては、先生御案内だと思ひますが昭和五十六年が小学校生徒数のピークでございまして、全国で総計一千八十九万九千人というものがピークになつておりますので、以後五十七年、五十八年と逐次減りつつあるという状況にあります。

他方、中学校の方につきましては、昭和六十一年がピークということで、五百八十九万四千人というのが六十一年の数値として予測されておるわ

けでございますが、これは現在、昭和五十七年の五百四十三万人というものに比べますと四十四、五万人ほどふえるという状況にあるわけであります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 細かい実態は承知

います。

○粕谷照美君 この大阪の統計から見ますと、各衛星都市の五十六年度一般会計決算額に対しても教育費の占める率というのは、三〇・五%の摂津市を初めとして相当に高いわけですね。教育費のうちでも最も比率が高いのは学校建築費、市で言えば河内長野市が七三・七%、茨木が六一・七%、豊中が五六・二%、こう挙げられるわけですけれども、教育費の中で学校建設にこれだけのものを取られるということになりますとほかのことは何にもできないというような実態になるのではない

か、こう思いますけれども、各人口急増地域が大変教育費で苦しめられているという実態を大臣は御存じでしようか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 詳細個別に承知しておるわけではございませんが、一般的に市町村教育費は非常にウエートは大きいと、こういうことは察しておるわけでございます。

○粕谷照美君 大臣、察してばかりいては困るのでありまして、その察している部分にどうやって対策を講じていくかというのが非常に大事なんですが、これは文部省としての役割りは非常に大きいというふうに思いますけれども、公立小中学校の不足教室数というのは、現在どのくらいになつてますか。

○政務大臣(阿部充夫君) 公立の小中学校の普通教室につきましての不足数でございますけれども、昭和五十七年の五月一日現在で申し上げますと、小学校で四千九百五教室、中学校で二千九百三十六教室ということことで、全体を足しますと約八千程度というようなる数字になるわけでござります。この数値も昭和五十三年が不足数としては最高のピークでございまして、以後、逐次減少してここまできたわけでございますが、これも先ほど申し上げましたことと同様に、内訳を見てみますと、小学校については相当減つてきておりますが、中学校はこれから急増を迎えるということでございますので、中学校の方はなお若干増加の気味があるというような状況にあるわけでござい

ます。

○粕谷照美君 大分減つてきていると言ひながら受けている児童生徒にとってみれば、予算委員会で文部省の出された資料を見てみますと、教室が

不足していませんよ、足りていますよという県は全然ないんですね。すべての県が教室が足りないで文部省も足りません、中学校も足りません。これは実態ですか。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のようにそれがどの県、それぞれの事情があるかとも思いますが、それでも、不足教室を抱えておるわけでございます。なお、つけ加えて申しますと、この不足教室

というのは、生徒が、もちろん青空でやつてあるわけではございませんで、その間仮設のプレハブ教室を利用したり、あるいは特別教室を転用してそこで授業を行つてあるというようなケースであるわけでございます。

○粕谷照美君 管理局長、プレハブの教室へ入つていらっしゃったことありますか。冬の寒いときとか、あるいは夏の汗かんかんと日の照るようなときに、どういう実態のもとで授業が行われているかなんていふことを経験なさつたことがありますか。

○政府委員(阿部充夫君) 一般的にプレハブの教

室に入つたことはございませんけれども、寒さ暑さ等全体を調べたという体験は持つております。私は新潟地震のときに、建てたばかりの学校が斜めに一メートルも土の中にめり込んでしまって、授業もできなくなつて、そしてプレハブの教室の中では生徒も教師も大変苦労して二年余りを過ごしたという実態をよく知つてゐるわけでありまして、その子供にとってはその一年間は二度と返つてこない一年間なんですから。実態調査やられているわけですからね、プレハブ教室がありますよなんてことを黙つておるわけにはいきないと思うんです。

大坂では枚方市は五十八教室、寝屋川で三十六、堺市で二十五など、二十三市だけでももう二百十教室が足りないと、こういうふうになつてゐるわけですね。文部省の調査によると大阪全体で二百二十八ですから、その三十都市だけでもう二百十という大半を占める状況になつてゐるというふうに思います。このプレハブが出てくる理由としては、一体なぜこんなふうにしてプレハブ教室が出てくるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) プレハブができる事情でござりますけれども、御案内のように、教室が足りないという場合に、それを建てるにいたしましたが、足りない数が非常に少なくて一棟をつくるほどではないというような場合でございますとか、そのためにもう少し考えてから建物を建てようというようなケースもございますし、あるいは学校を分離新設をするという予定が立つてゐる、そのため若干その期間待ちたいというようなケースでございますとか、いろいろあるわけでございます。あるいは新增設の工事を学校の中で行つております際に、その建物が建ち上がるまでの間とすることでプレハブを使つてあるといふようなケースもございますので、事柄としてはやむを得ない事情のものが大半と申しますか、ほとんど全部であろうと思うわけでございます。

もちろん、先生から御指摘がございましたように、その中で子供が一年間という時間は過ごさなければならないということにもなるわけでございまして、そのため原則ではございませんけれども、あらかじめ前年度あるいは前々年度に整備をするというようになって補助が定められるということになつてくるのが原則ではございませんけれども、あらかじめ必要だということとはつきりしてくる、それがだけ必要だということは認めます。

○政府委員(阿部充夫君) 若干の見込み違いのケース等はありますとか、いろいろあるわけでございます。あるいは増設の工事を学校の中で行つております際に、その建物が建ち上がるまでの間とすることでプレハブを使つてあるといふようなケースもございますので、事柄としてはやむを得ない事情のものが大半と申しますか、ほとんど全部であろうと思うわけでございます。

もちろん、先生から御指摘がございましたように、その中で子供が一年間という時間は過ごさなければならないということにもなるわけでございまして、そのため原則ではございませんけれども、あらかじめ前年度あるいは前々年度に整備をするというようになって補助が定められるということになつてくるのが原則ではございませんけれども、あらかじめ必要だということはつきりしてくる、それがだけ必要だということは認めます。

○政府委員(阿部充夫君) 決算の会計検査院の報告書を見ますと、こういうところで生徒の見込み違いがあつた、それなのにそのまま学校を建てた、不当事項であると厳しい指摘を受けて、お金を返しなさいとのふうにやられているわけです。この辺のところにそれは原因があるのでしようか。

○政府委員(阿部充夫君) 若干の見込み違いのケース等はあるかと思いますが、一人二人の違ういと、そういうことは当然のことでございますのでどうということではないと思いますけれども、相手が勘違いをして計算をしたために結果がこうなつたというようなたぐいで検査院の指摘を受けますので、私どももいたしましては、各市町村で学校の整備計画を十分配慮してやつてほしいといふことと同時に、特にこのプレハブ教室の解消につきましては、原則として翌年度に解消してほしい、それがだめな場合にも少なくとも三年間の解消を図つてほしいという方向で指導を行つておるわけでございまして、現実に解消の状況等見てみますと、大体ほとんど九割近くがその三年間の間では解消されるということになつておるわけでございますが、それにいたしまして

プレハブ教室でございますので、その後の事情によつてさらにプレハブ教室ができるというようなことと、ぐるぐる回転をするような性格がこの問題についてはあるわけでございます。

○粕谷照美君 この辺のところはどうなるんですか、増築に係る場合の現行法規は、その年度の児童生徒の確定をした後に国庫補助の認定が行われて、それから行動開始が始まる、改めてその完成までの間はプレハブや特別教室の転用などによって急場しのぎの授業が行われる、この辺に原

まして、その辺のところは私は差が出てくるというは当然なんだというふうに思うんです。余り細かいことでやられると、非常に市町村もおじけづいてきて、やっぱりプレハブで糊塗しておいた方が安全だというようなことになりはしないか、この辺はいかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) その点はまことに御指摘のとおりでございまして、私どもいたしましても会計検査院とも御相談をいたしまして、たまたま推計が狂つたというようなケースについては、これはやむを得ないものということと理解をしていただいておるわけでございます。ただ、そもそも推計のやり方等にいろいろ問題があつて、そことのところが方法手段の方からして間違つていいというようなケースについてはやむを得ないのでは、指摘をされ、返還等を命ずるということになると、これがやむを得ない程度のことは認めてもらうといふことにいたしておるわけでございます。

○柏谷照美君 予算委員会に対する事前の文部省

の資料を見てみますと、実勢単価、実勢面積についてというのが出ております。これ、ちょっとと説明してくださいますか。——私が言いましょうか。

昭和五十六年度の小中学校校舎建物（鉄筋コンクリート造）に係る実勢単価は、一平米当たり十二万二千四百六十二円で、標準的な校舎建設にあつては、国の補助単価は、おおむね実状に見合つていると考えている。

なお、補助単価は、毎年物価上昇に見合う単価改定を行うとともに、小中学校の屋内運動場について、物価上昇分以外に昭和五十七年度に5%、昭和五十八年度に3・5%の単価改定を図る等、実施単価との差が生じないよう配慮している。

これは非常にうれしいことでありますけれども、しかし大阪のこの表を見てみると、なかなかそ

んな実勢に合つておる補助だというふうには判断できないんですねけれども、どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 国が補助等行つております額の基礎になる額と、実際に学校が建設される場合との差というのはある程度出でてきていますが、事実でございます。その点はいわば国が定めております標準的な単価あるいは標準的な数量、面積等でございますとか、あるいは国の補助の、そういう点でそれを上回るようなことを各市町村が計画をしてやつしていく、あるいは国の補助の対象となつていいものを取り上げてそれを整備していくといふことですねをございましたので、非常に、言葉が適切かどうかはわかりませんけれども、国の予定しておるものよりデラックスなものを見つけるというような場合には、その部分の差額をつくるといふことが出でるのはやむを得ないことであろうと思つておるわけでございます。

○柏谷照美君 しかし、この堺市あたりの状況を見ますと、超過負担が十二億六千三百万円にも上つています。豊中では四億八千四百万円、吹田では四億七千万円、三十市で六十三億四千三百万円といふ非常に膨大な額になつておるわけですね。文部省が考へているよりデラックスな学校をつくるからそういうふうになるんだということでも、これは市町村はたまたまものじゃないというふうに思つておるわけです。

私も一年間に大体三百ぐらいの学校をずっと見て回りますけれども、そんなにデラックスなんといふものではありません。高等学校なんかに比べれば、もう平米当たりの単価は実に安いのではないかという感じがいたしますし、職員室などにいたしましても大変粗末なものが多いわけでありまして、これは私は補助の、文部省全体の設定するべき单価がやっぱり安いんだ、低いんだというふうに思つておるのですが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 若干詳しく御説明させさせていただきますと、いわゆる地方の超過負担の問題でございますけれども、これは単価差の問題と数量差の問題と、それから対象差の問題と、三つ

の問題が含まれておるわけでございます。

単価差について申し上げますと、校舎等の建築費の単価につきましては、昭和四十年代でございますけれども、三回にわたりまして、文部省、大蔵省、自治省、三省共同して、いわゆる地方超過負担問題解決のための実態調査を行いました。その結果、設定をいたしました単価につきまして、以後毎年度の物価上昇等を見込みながら、各省府の建物の建築費のアップ等とバランスをとりながらその引き上げを図つてきておるということでございます。

また、特に昭和五十七年度、昨年は、先ほども先生もお触れになりましたように、やはり三省におきまして屋内体育館についての実態調査をいたしまして、その結果、五十八年度の予算におきましては三・5%の超過負担解消分というふうな額で上積みをいたしまして、屋内体育館は四・2%のアップということになるわけでございますけれども、そういうような措置も講じておるわけになります。

また、補助の対象範囲につきましても、地方公共団体の御要望等を十分承りながら、必要度の高いものについて逐次整備を図つてきておるわけですが、また五十七年度には積雪寒冷地の屋体を二七%アップするというような形で、逐次その実態等を見ながら、必要に応じてその基準面積の引き上げを行つておるわけでございます。

また、補助金の具体的な執行に当たりましては、その単価を全国一律に適用するのではなくて、全國を五ブロックほどに分けまして、非常に建築費の高いと思われる地方には実行上高い単価を当てはめるということで、五段階ほどに分けた単価で設定をし、その補助を行つておるわけでございまして、できるだけ地域の実態を見ながら補助金の執行をしたいということで行つておるわけでございます。

それから数量差の問題、あるいは対象差の問題等につきましては、学校設置者によりましてかなり具体的につくつておる建物が違つてくるというふうに思つておるのですが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 若干詳しく御説明させていただきますと、いわゆる地方の超過負担の問題でございますけれども、これは単価差の問題と数量差の問題と、それから対象差の問題と、三つ

○粕谷照美君 単価差の問題と同時に数量差の問題が指摘をされましたけれども、数量差について設置基準との関連などもありまして、私後で質問をしていきたいというふうに思いますが、文部省自身の努力も、いただいた資料によれば私は数字として見られますけれども、しかし、それにしても問題なのは建築と同時にやはり土地の実勢だといふふうに思っています。いま補助単価どのようを見ておられですか。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和五十七年度現在で平米当たり三万一千三百円という単価になつておりますが、これは、昭和五十八年度予算におきましては三・二%ほど引き上げまして三万二千三百円平米当たりという単価にいたしております。

○粕谷照美君 そうすると、坪数に直すと十万円足らずと、こういう計算になりますね。十万円足らずで大体どのくらいの土地が買えるんでしょう、常識的に言います。

○政府委員(阿部充夫君) 土地につきましては、場所によって太変値段の違うものでございますので、その点についてはそれぞれの地域によって大変差が出てくると思いますので、一概に言えないと思うわけでございますが、ただいま申し上げました単価は、これまでの買取の実績等を見ながら実態になるべく合うような形でセットをしたつもりでございます。

現実に補助をいたします場合のやり方は、この単価によって全国一律にやつておるわけではございませんで、実際に買収した金額、もしくは鑑定を受けた適正なと認められる金額、そのいずれか要すれば安い方とということで、実態とほとんど違わない金額で補助をしておるわけでございます。その点を申し上げておきます。

○粕谷照美君 私もきのうある田舎へ行きましたね、新潟市の郊外ですけれども、自分のうちのたんばを四反歩出したという人に会いました、中学校を建てるため。このもし最高をもつたとしても坪九万七千円、一反歩といふのは大体三百坪ですから、幾らになるか、もう実勢の大体十分の

一ぐらいですね。大変安いんですよ。まあそれは鑑定ということになればもつとうんと運つてくると思いますけれどもね。そんな値段で買いたいなさいとも問題なのは建築と同時にやはり土地の実勢だといふふうに思っています。いま補助単価どのようを見ておられですか。

人いらないわけです。だから、そういう意味ではもつとこの辺を実勢に合わせるとこまでいかなければならぬというふうに思つております。この大阪の資料を見ますと、最高が平米当たり十八万一千四百六十二円、茨木市で十五万八千百円、寝屋川で十五万三千四百円になつているわけですね。土地の値段が上がらないというのではなくて、上がつてゐるということ自体は文部省も認めているからこそこの補助単価を上げてゐるといふふうにも思ひますけれども、これ、どこから基準持つてくるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほどもお答えしたところでございますけれども、現実に各市町村が小中学校の用地を購入いたしております実績の平均的な単価をとるようにしておるわけでございます。先ほど先生大阪の実例をお挙げいただきましたけれども、私ども昭和五十六年度の実際の補助の状況で申し上げますと、一番最高が東京の板橋区の例でございまして、平米当たり二十七万五千円という金額で補助をいたしております。

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕

また、安いところは、北海道の方で平米当たり七百円という価格で補助をしたところもございませんで、実際には買取した金額、そのいずれかをもつたわけですね。板橋で平米二十七万五千円、実態に合わせてこの補助をしておると、そうすると、これ、予算というふうに理解をしてよろしいんですか。平米当たりの三万二千三百円といふのは予算である、その予算を実態に合わせて配分をするんだと、こういう理解でよろしいですか。

○政府委員(阿部充夫君) おつしやるとおりでございまして、三万一千三百円あるいは三万二千三百円と申しますのは、予算を積算していく際の单

価でございますので、実行の場合には、先ほど申し上げましたように鑑定の価格があるいは実際に買った価格のどちらか低い方を基準にして、その三分の一の補助をするという措置をとつておるわけでございます。

○粕谷照美君 それから、児童生徒の急増地域に限りませんけれども、この文教委員会でも非行問題が非常に討議をされてきたときに、マンモス校のことが大きく取り上げられてきました。で、何人からマンモス校と言うのかと、そののについては、いろいろ議論のあるところだというふうに思っていますけれども、この大阪の資料を見ますと、大体千五百人以上を過密过大校だというふうに言つてゐるようであります。文部大臣の言う適正規模か

大だというふうに判断しておるようであります。そういう学校が堺で二十七、寝屋川で八、東大阪で七、枚方で六、その他合わせて七十四、こういふ数字が出ております。

忠生中学校を抱えていたあの町田市もやっぱり同じ条件になつてゐるんですね。この町田の超過負担の問題については、すでに私も今まで二度ほど文教委員会や予算委員会で具体例を挙げて質問をいたしましたのできょうは取り上げませんけれども、こういう学校を何とか適正規模にしたいという、その文部省の指導方向、自分たち自身の要求があつて努力をしているわけですが、これ、分離をするという場合に特別な措置というものがなあんでしょうか。統合するときには特別の措置がありますね。分離をするときに何かありませんであります。分離をするときには何かありませんであります。

○政府委員(阿部充夫君) 分離をいたします場合につきましては、統合いたす場合と同様に、校舎の建築についての補助がもちろん出るわけでございます。なあ、その場合の用地費の手当につきましては、用地費のうちの九〇%につきましては地方債の起債の枠を認めるという措置が行われておるわけでございます。

○粕谷照美君 地方債の起債の枠があつても、これはやつぱりお返ししなきやならないものですからね。統合するときには特別の対策がある、分離して適切ない学校にしていくというときにもやはり特別の対策というものが必要だというふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 統合いたします場合も、先ほどのお答えにちよつとつけ加えさせていただきますが、同様に急増地域でないところはやはり二分の一補助だということについては全く同じでございます。

○政府委員(阿部充夫君) 統合いたします場合も、先ほどのお答えにちよつとつけ加えさせていただきますが、同様に急増地域でないところはやはり二分の一補助だということについては全く同じでございます。

○政府委員(阿部充夫君) おつしやるとおりでございまして、三万一千三百円あるいは三万二千三百円と申しますのは、予算を積算していく際の单

と思つておるわけでございます。

さらに私どもの方といたしましては、毎年各地の施設主管課長会議等におきまして、管理局長名の文書を渡しまして、その中で、こういうものについては優先的に採用するからせひその方向に進めるようにということを文書でも指導し、口頭でも指導しておるというところでございます。

○粕谷照美君 意味がはつきりしなかつたと思いますが、ましても一遍質問し直しますけれども、急増指定地域でなくしてマンモス校を抱えている、そういうところが分離をするときに、確かに補助は出るであります。が、いわゆる急増地並みの三分の二の補助というようなものが出てないかとということです。

○政府委員(阿部充夫君) その点は御指摘のとおりでございまして、学校を新增築をする場合の国の負担につきましては、この法律によりまして二分の一ということになつておりますので、急増指定を受けて三分の二にかさ上げがされていない地域につきましては、二分の一の補助になるというわけでございます。

なあ、その場合の用地費の手当につきましては、用地費のうちの九〇%につきましては地方債の起債の枠を認めるという措置が行われておるわけ

につきましては、統合いたす場合と同様に、校舎の建築についての補助がもちろん出るわけでございます。なあ、こういった、何と申しますか過大校のほとんど大部分、九〇%以上は急増地域でもござい

ますので、そういう意味での大体の対応はできていると思うわけでございますが、あとその後の問題につきましては、やはり当該市町村で十分御努力を願わなければならないことであろうと思つておるわけでございます。

○粕谷照美君 当該市町村で十分御努力といいましても、市町村がおいでくださいといつて人口があふえたり、児童生徒がふえるわけではありませんで、町田が、たとえば地域の学校に障害児入れまして、通学用の道路も、その学校のための専用の道路であつて、その土地が学校のものであり、その後の維持管理も学校が行つていくというようないわゆる専用道路については、学校用地の一部として補助をしておるわけでございますので、それ以外に普通の学校のところを通る道路といふようなものにつきましては、やはりその地域全般の開発の一環として市町村道というようなことで、その整備が行われるべき性格のことであろうと思います。

その点につきましては、具体には御承知のところ、市町村道の場合には国庫補助が別途建設省の経費等であるわけでございます。そういう形で整備をされるべき性格のものであるということでは、私どもの方いたしましては、繰り返しになりますが、公の道路から学校へ入つてくる専用道路の部分については、それが専用であるということがはつきりしているものについての補助は行つて、さういうふうにいたしておるわけでございます。

さらに、この超過負担の原因になるのに補助対象以外のものがたくさんあるといふうに判断するんです。さつき御説明がありましたように、坪も入れました、あるいは門も入れましたといふうになつていますけれども、まだちょっと抜けているものはありませんですか。どんなよくなものを見つけてくれと、各市町村から言つてきてますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 私としては、最近特に強い御要望を、これとこれをという話を伺つた経験はございません。

○柏谷照美君 この大阪のを見てみますと、通学路をめんどう見てもらいたい、補助対象といふことでなくとも起債を認めてもらえないかといふうなことが出ております。下流の排水対策などといふものも、これも起債が必要だといふうに言つておるわけでありますけれども、その辺のところはどういうふうに考えておいますか。

○政府委員(阿部充夫君) 学校の施設費補助でござります。

その点につきましては、具体的には御承知のところ、市町村道の場合には国庫補助が別途建設省の経費等であるわけでございます。そういう形で整備をされるべき性格のものであるということでは、私どもの方いたしましては、繰り返しになりますが、公の道路から学校へ入つてくる専用道路の部分については、それが専用であるということがはつきりしているものについての補助は行つて、さういうふうにいたしておるわけでございます。

さういふふうにいたしておるわけでございます。このうちの木造建物の比率が、十年前は四六%占めておつたわけでございますが、現在では一三%といふうに考えて、積極的に対応してまいつたつもりでございまして、最近十年間で申しますと、こういふふうに考えて、積極的に対応してまいつたのも、その辺はもう落ちついて大丈夫だと、こういふ観点に立つておられますか。

○政府委員(阿部充夫君) 木造などの危険建物の改築に絡むお話だと思って何つたわけでございまして、事の性格上、私ども非常に大事なことだとうふうに考えて、積極的に対応してまいつたつもりでございまして、最近十年間で申しますと、こういふふうに考えて、積極的に対応してまいつたのも、その辺はもう落ちついて大丈夫だと、こういふ観点に立つておられますか。

○柏谷照美君 私もその大規模修理に対する補助については非常にいい制度で、もう本当に各自治体は喜んでいます。ぜひこの辺のところにおいては、みんながやっぱり平等にいい校舎の中で教育を受けられるような条件をつくつてもらいたいと思います。

こういった中におきまして、御指摘がございました函館のよう、児童生徒が急増しておるというふうな地域の場合には、どちらかといいますと、やはり現実に入つてくる子供の建物をまずつくるという方に力が入つてしまつというふうなことから、こういう危険建物の改築、木造改築といったような問題が若干後回しにされてきたという傾向はあるようになります。しかしながら、もう大体五十六年度で小学校のピークも過ぎるわけでござりますし、これから各市町村がこういう危険改築の方に本腰を入れてきていただける時期に入つてきたと思います。私どもの方も、来年度予算におきましては、こういう厳しい予算の中ではございましたけれども、危険改築関係の経費は一四%の金額のアップをいたしまして、各市町村からの御要望にこたえられるようになります。この七分の四にしてしまつたということで、対応を考えるところでござります。

それから、お話の中に出てまいりました、非常に腐つてきたとか窓枠がひどいとかいつたようなものにつきましても、これも新年度予算におきまして、これは従来なかつたことでござりますけれども、全く新たに大規模改修関係の経費といふものを計上いたすことについたしまして、まあ十五年に一回、十年に一回といったような程度でありますけれども、こういう予算要求というものがわかれでれども、こういう予算要求というものがわかれでれども、こういう予算要求というものがわかれでれども、

○柏谷照美君 なかなか了解をしたくないところ

なんですね、これは。やっぱり今までどおりの法律で続けていつてもらいたいということで、大変不満であります。不満であります。この法律がなければ困るという点ではわれわれとしてはもう認めざるを得ないのではないかというふうに考へるわけですけれども、この法律はさておきまして、学校を建てるというときに、私たちはやっぱりもつと基本的な問題があるというふうに思うんですね。設置基準が小中学校にはないのではないか。

それじゃ一体校舎とは何なんだろうか、校地とは何なんだろうか、補助の対象になっていくそういう問題を考えるときにやっぱりこのことを考えてみなければならぬといふふうに思っています。いや、校舎とは、一体どういうものを校舎と言うのですか。

○政府委員(阿部充夫君) 校舎の定義でございますけれども、義務教育諸学校施設費国庫負担法、この法律には校舎の定義というは書かれてないわけでございますが、私たちが各市町村等に対しまして補助をいたします場合の必要性に基づきまして運用細目というのを定めてお配りをしているわけございますが、その中で用語の定義をいたしております。校舎というのは、ちょっと長くなりますが読み上げさせていただきますと、「学習および学校の管理運営を行なうための中心的施設であり、普通教室、特別教室、図書室、専用講堂、遊戯室等の保育、遊戯、授業、學習、実験実習、視聴覚教育、特別活動等を行なう室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科付属室、物置等の付属室および上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下」云々という形で具体に校舎の中身に相当する部分を書き上げて、こういうものを含んだ施設を校舎と言うと、それを補助しているんだということを明確にしておるわけでございます。

○柏谷照美君 しかし、なぜそういう形で明確にすることについての疑問が出てくるわけですね。高等学校についてはきちんと学校設置基準

準というものがある。なぜ小中学校にはその基準なるものがなくてそういう形のものが出てくるのだろうか。逆を言いますと、そういうものが設置されなくとも明記されていないわけですから文句が言えないという実態が出てきているのじやないか。さらに面積も不明であるというふうに考えているところです。

それで、同じような意味になりますけれども、それじゃ校地というのは一体どういうものを指すのでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 校地でございますけれども、これは法令上は校地という用語が出てまいらないわけでございまして、私どもの先ほど申し上げました運用細目では土地という言い方をしておりますけれども、「建物等の敷地、運動場、実験実習地その他学校の用に供する土地」を言うということで、「これに付随するよう壁、護岸、排水路、はり芝、すじ芝等の土地造成施設を含む。」というようなことを言つております。学校施設、校舎の敷地と運動場と実験実習地というのがいわゆる校地の概念をなすものというふうに考えております。

○柏谷照美君 そういうものを見ればわかるといなことになりますけれども、しかしながら、校地面積の標準を織り込んだ設置基準がやっぱり私は小中学校に必要じゃないかと先ほどと同じような意味で考へているんですけれども、たとえば高等

学校でしたら、設置基準で普通科を置く高校は生徒一人七十平米、農、水、工に関する学科を置く高校は百十平米、これは実習地を含まないというようなことが明確に書いてありますし、商、家庭科に関する学科を置く高校は七十平米とあるわけでございます。小中については法令の規定がない、法令で補助基準ではないのではないか。その辺はどうですか。財政というのはやっぱりいい教育をやるために基準なんだという考え方もあるかと思いますけれども、しかし、大ぜいになつたらやっぱりこれは基準に合わないんだから学校をあけなければなりませんよというような、これにはなつないんですね。どうでしよう。

○政府委員(阿部充夫君) 設置基準の問題でござりますけれども、小中学校につきましては、先生御案内のように義務教育であるということがござりますので、財政の問題というもののとの関連としまして、子供の数に応じてすべてそれを受け入

れていかなければならぬという定めになつております。

それを実行していきます場合に、具体的のやり方として現在までやつてしましました方式が、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というような法律によりましてある目標値を決めて、それに向かつて整備充実を図つていく。それから施設費国庫負担法につきましても、補助基準というかこうではござりますけれども、そちらに向かつて全体を誘導していくといふ方でこの問題に対応してきているわけでございまして、現実に他の義務教育でない施設の場合と同じように最低基準というものを固定的に定めまして、それより下がつてはいけない、しかしながら、上へ上がる方についての保証がそれほどないといふような形のものは、むしろこういう形の方が義務教育諸学校を整備していくためにはプラスであろうという考え方に基づいているものと思うわけでございます。

現実に、補助基準ではござりますけれども、土地についての補助の基準を示し、あるいは建物について、ただいままで申し上げておきましたような補助の基準を示すということによって、各市町村がそれを目標に整備を図つてくれるという意味では有効に働いているというふうに考えておるわけでございます。

ところで、私は先ほど七分の四に対する考え方を申し上げましたけれども、三分の二から七分の四にするということで財政上は一体どのくらい浮くといふんですか。文部大臣のおつしやるようになりますけれども、そんなにあるものでもないのを回すわけですから大変なことだと思いますが、どうに思つております。

○柏谷照美君 その補助基準といふのは財政のための補助基準であつて、教育をこのようによくしていかなければならぬという観点が先に立つた補助基準ではないのではないか。その辺はどうで

すよ、そう思いますけれども、どうでしよう。○政府委員(阿部充夫君) 正確ではございませんけれども、単年度、五十八年度分でどれぐらいになるかという試算をいたしたことがござります。

○柏谷照美君 この問題が全部片がつくという時代ですね、五十八年で中学校の生徒がピークになるかという試算をいたしたことなどがございますが、約三十億の余裕が生ずるということでござります。

○政府委員(阿部充夫君) 計画をいただいていたところによりますと、昭和六十二年までというところについての計画をいただいておるわけでございますが、その計画では、

れども、私どもの気持ちといたしましては、学校の教育水準、教育環境というものをよくしていくたい、そのための一歩でも二歩でも高いものを教育的な見地から目指し、それに向けて財政の許す限りの高い水準をつくつていただきとということです。努力をしてきておるわけでございまして、そういう意味におきまして、教育的な見地を貫いていく上で一つの基準だという意味も十分含まれています。

○柏谷照美君 いま管理局長からいろいろ御説明がありましたけれども、財政の補助基準そのものをもう少し今度はよく手直しをしていけば、こういう問題点もだんだんに解除されいくものだ、充足をされていくものだというふうに考えておりませんので、管理局においては十分な御討議をされたいと思いますので、お願いをして、努力をお願いしたいというふうに思つております。

○柏谷照美君 その問題が全部片がつくという時代ですね、五十八年で中学校の生徒がピークになる、それでずつとおりていくわけですから、一切片がつくというときはいつになりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 各市町村からいろいろ計画をいただいていたところによりますと、昭和六十二年までというところについての計画をいただいておるわけでございますが、その計画では、

今後の五年間に、これまで五年ずつ急増の时限立法をやつていただきたいといたしましたが、それまでの年の新設校数が大体五年間で、五年ごとに千五百校程度であったわけですが、いまはかなり数回の昭和五十八年から六十二年までという五年間ににつきましても約千五百校程度のものが、毎年にいたしまして三百校ぐらいというものが建設を予定されておるわけでございますが、状況を見ますと、最終年度である六十二年度あたりはかなり数字が減ってきているという状況にござります。しかしながら、それ以後の数値については、現在各市町村の状況等を調査をいたしておりませんのでわからぬわけですが、ございますけれども、六十二年ではたとえれるとか、ふうにはなかなかまいらぬだらうと思いますので、それ以後にどういう状況になつてくるか、その点はもう少し先の段階で調査をし、また対策等も考えなければならぬい、こんなふうに思つていろいろでござります。

す。その当時、それからいわゆる六・三・三制に変わりまして、私の十二、三万の都市でも一挙に六つの中学校を新しくつくらなければならない。あいう貧乏のどん底にあるときに、それこそ占領軍の命令でそうなつたんですが、先ほどブレハブ校舎なんかのお話をありましたが、まさに古材であるいは生木を使っていわゆるバラック建ての校舎を建てる。それから、旧来のいわゆる尋常小学校、その当時は国民学校と言つておりますが、これは明治百年以来の古い校舎ばかりがほとんどございましたが、もう地方によつてはほとんどすばらしい鉄筋校舎になつておる。

その内容、いい悪いは問題がありますけれども、いずれにしてもこの間の、これは学校だけではありますんけれども、日本のすばらしい国民のエネルギーがここまで來ておる。先ほど説明がありましたように、まだまだブレハブがあつたり、あるいは危険校舎もある程度残つておるし、鉄筋コンクリートの建造物というものはどのくらいもつかということは、歴史的にはまだ人類には経験がないわけでありまして、百年もつのか五十年もつかの、大体六、七十年と想定しておりますが、そういう時期が来ればまた補修、改造の時代が来ると思いますけれども、もうしばらくするとまさに校舎の新築なんかは余りなくなつてくる。

これはほかの道路その他も同じでござりますけれども、その時分になりますと——その時分になつてからという意味じやありませんが、いよいよ本当に質の改良、もつとそれこそゆとりのある教育場といふものをつくる段階に入らなきやならない。まあ学校の校舎ばかりではありませんが、日本国民の生活状態といふものはそういう時代に入つてくると思いますが、当然に一番基本的な教育場はそういう頭でやらなきやならない。いままでの校舎を、とにかく入れ物を早くつくらなければなりませんと、住宅も同じでございますが、もうそういう時代は過ぎたのであります。現在も校舎の設備については、もう少し環境を十分によく

午後一時八分開会

○委員長（坂内俊夫君）　たたいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし

し、質疑を行います。

福岡教育大学に大学院を設置されるということですが、**国立大学**の中で、特に人文系ある

いは社会学系におきまして大学院の置かれていない大学というところがかなりあると聞いておりま

す。しかも、これ長い間このような要求が当該大学から出でるわけでございますが、その点はどう

のようになつておりますか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮地寅一君) 大学院についてのお尋ねでございますが、国立大学の人文系の学部は全

体で三十四学部あるわけでござりますが、大学院を置いていないものが九学部でございまして、率からぬ三十ニ六〇にいたることになつてござる。

から申しますと二六〇といふことはなつておりま
す。

研究水準の向上に資することが大きいこと、第二

点として、終了者が社会の諸分野で高度の専門性を備えた人材として進出することが期待できるなど、各大学の何と申しますか、熟度といいますか、構想が十分練られているということや、あ

○委員長堀内俊夫君 午前の質疑はこの程度に
するという方針でこのごろ進めておるわけでござ
いますから、いま粕谷さんのおつしやつたとおり
に将来は考えていかなければならぬと、かように
考えております。

るいは社会的要請を考えながら、教員組織その他の条件が整つてしまひつておりますものについて順次設置をしてきているわけでございます。他方、博士課程の新設拡充につきましては、わが国の学術研究水準の維持向上の観点や、修了者の進路、いわゆるオーバードクターの問題もあるわけでございますが、それらを勘案しまして、全般的に慎重に検討しておるところでございます。

重ね文獻しているところでござります
基本的には今後ともこういう考え方で対応した
いと思つておるわけでござひますが、大学院問題

そのものが、これはわが国の高等教育全体にとつて大変大事な問題でございまして、ただいま文部

省に大学関係者や学識経験者によります調査会議を設けまして、御検討をいただいているわけでござ

ざいます。その状況を踏まえまして、教育研究水準の向上なり学術の振興という観点から、今後と

も整備を図つてまいりたいと思つております。
なお、お話で、教員養成の場合の御指摘がござ
いましたので、お尋ねいたします。

いましたか。教員養成の場合には、国立大学は学部で五十でございますが、大学院を置かないものが三十九で、教員養成の場合には修士課程にてお

が三十九で、教員養成の場合には修士課程の大学院の設置というのが大変率直に申しましておくれているというのが現状でござります。

○高木健太郎君　すいぶん前々から、各国立大学、まだ置かれていない国立大学から要望がある

と思ひますので、条件が整い次第ぜひその大学院を置かれること、教授のスタッフもそろつておる

し、設備も十分あるとのに置かれないといふことに対して、非常に疑義を持つてゐる人たちも

おられますので、その点をぜひ御検討願いたいと
思います。

いま 教員養成といふお話をございましたので、ちょっとお聞きしたいと思いますが、教育学部のできました当初では、現場の経験のある教師

吉のておれいか三枚のり玉場の絵馬のあれを賣
もずいぶんおられたわけでござりますけれども、
おいおいとそういう人たちも少なくなりまして、

現在の教員養成ができる大学では、現場のこととを余り知らない教授が任官しておられると思うわけです。主としてアカデミックな教育学というもの

をやつておられまして、養成をする場合にその点が非常に不都合があるのでないかということを考えられます。

この点は、ほかの学部についても言えることでござりますが、今度の高岡の短期大学にも教員養成の課程を設けられるのかもしれませんが、それは後でお聞きいたしますが、今後教育大学に大学院を置かれるということは結構でございますが、教員養成の課程を置かれるということであれば、そのような教員の現場もよく知つておられる教官というものの配置をぜひ考えていただいた方がいいのではないかと、こう思います。これは私からの注文でございまして、とかくそういう傾向にあるということでございます。

これは医学部にとりましても同じことでございまして、教官の選考が、その人の研究業績が主体になつておりますので、教育業績というものが、疎んぜられるということではありませんけれども、ほとんど顧みられていないことが多いわけでございまして、その人たちが、ある業績の数のあるいは内容もあるでしょうかが、非常に狭い専門の分野で研究をされた方が教官になりました場合には、その教官が果たして大学の教育に対し適当であるかどうかということは、今後、私非常に大きな問題だと思うわけです。

こういう面も含めまして、教育大学に大学院を置かれるということにつきましても、ぜひ教育の現場を御存じの教官を何とかして配置するようなり工夫を大学側に對しても、注文をつけるというのはおかしいですけれども、そういうものをひとつ考慮していただくように私からお願ひしたいと思います。

次に、高岡の短期大学でございますが、短期大学はある専門のものをやるといふことは書いてございます。専門教育を授ける官制教育機関、他方四年制大学と連携の役割りを持っているといふうに書いてございますが、この高岡短期大学というのはどういう専門門でやりになるのか、それをひとつお聞きしたい。それ同時に、

これはどのような教員養成機関を兼ね備えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地寅一君) 高岡短期大学の趣旨は、地域の多様な要請に積極的にこたえていく短期大学として置かれるわけでございます。

あと、具体的な専門教育の中身についてのお尋ねでございますけれども、構成いたしましては、産業工芸学科と産業情報学科の二学科で構成をいたしております。産業工芸学科は金属工芸、そ塗工芸、木材工芸、産業デザインというようなそれぞれ専攻を考えているところでございます。産業情報学科では、経営実務、情報処理、ビジネス外語というような専攻を考えるわけでございまます。

なお、具体的な教育課程の点でござりますけれども、ただいまのところ一般教育、保健体育、外國語、専門教育科目ということで、専門教育科目については、産業工芸学科では五十五単位以上、産業情報学科では五十二単位以上というようなことで考えておりまして、実際的、実務的な能力の育成を重視するというような観点から専門教育科目を重視をいたしているところでござります。

○高木健太郎君 この教員課程につきましては実習等が必要でございましょう、あるいは実地研修等が必要でございましょう、あるいは実地研修等が必要でございましょう、これははなはだ言いくらいでござりますけれども、よく言われることとしてお聞き取ります。これが、専門学校に入るのではなくて、短期大学と申しますと、男が約一万二千七百余り、女が十五万四千四百人程度でございます。この中で全体的に就職をいたしております者は十三万百人といふことになつておりますが、短期大学には女性が多い。それが、専門学校に入るのではなくて、短期大学と申しますと、男が約九千五百、女が約十二万六百というような数字になつております。就職率で申し上げますと、全体的には七七・八%、男が七四・二、女が七八・一というような状況になつておるわけでございます。

○高木健太郎君 就職はされると思いますが、その継続といふか、就労の年数が女性の方が短いのではないかと思うわけですが、その点はいかがなっておりますか。

くらいの方々が実際に就職されるのか、短大全体として。それから教員として、また、就職されることは、ただいま手元に資料を持ち合わせていないわけでございますが、お尋ねのございましたように、女子の場合の就職の年数と申しますか、一般的に結婚その他いろんな条件もあるわけでござりますが、通例比較的短い場合が多いというふうに言わっております。ただ、最近のいろんな就職状況の変化と申しますか、そういうようなことも見られるわけでございまして、女性の就職者が比較的長く就職するという傾向も順次出てきているのではないかというふうに感じております。

○高木健太郎君 私の調べたところでは、女性が、高専も含めまして、平均の勤続年数は女子が四・二年、男子が九・五年ということになつておりますが、高岡の場合には、そういう伝統工芸の從来から大変盛んなところでございまして、実習をいたしました際になどに、もちろん大学以外の外部のいろんなたとえば県の施設でございますとか、そういうところで具体的な実習を重視をしていくと、いうようなことを基本的には考えているわけでござります。

なお、短大の卒業者の就職状況について、一般的なお尋ねというような感じで伺つたわけでござりますが、短期大学の卒業者は、たとえば具体的には五十七年の場合で申し上げますと、卒業者が全体で十六万七千余りでございまして、男女の別で申しますと、男が約一万二千七百余り、女が十五万四千四百人程度でございます。この中で全体的に就職をいたしております者は十三万百人といふことになつておりますが、短期大学には女性が多い。それが、専門学校に入るのではなくて、短期大学と申しますと、男が約九千五百、女が約十二万六百といふような数字になつております。就職率で申し上げますと、全体的には七七・八%、男が七四・二、女が七八・一といふような状況になつておるわけでございます。

○高木健太郎君 就職はされると思いますが、その継続といふか、就労の年数が女性の方が短いのではないかと思うわけですが、その点はいかがなっておりますか。

これは短大だけでなく薬学部もそうでございますが、短期大学には非常に女性が多い。それはございませんが、それが働くようにする場をつくっていくと、いうことが今後は大事なことである、思ふわけです。それが結婚その他で継続できないということに對しては、これは文部省の責任ではございませんが、それが働くようにする場をつくっていくと、いうことが今後は大事なことである、思ふわけです。それが結婚その他で継続できない、またしなければならぬことであろうと、こう思ひます。

これは短大だけでなく薬学部もそうでございまして、私のおりました名古屋市立大学の薬学部でも女が八〇%ぐらいおりまして、それがせつかく修業しましても、大学を出ましても、ほとんど社会的に働く場がない、働く環境にないと、こういうことはまさに私残念なことだと思います。大学をお建てになるのは結構でございますが、そしてまたそういう一般教養もござりますから、そのような人間形成の上で大いに役立つといふことも結構でござりますが、せつかくこのような専門課程もお持ちになるのならば、これが長く役立つようなそういう環境づくりを他者ともひとつ話し合いになります。有為な人材を失わないように、そのよ

うな考え方方が大切であろうかと思います。それを

ます申し上げておきます。その次は、この短期大学をおつくりになると、うときには、施設設備及び研究費でございますが、どうも短大の、しかも研究もやらなければいけない、それに対する最小限の設備あるいは施設は備えなければいけない。最小限というのは私もよくわかりませんが、そういうところへ赴任をした教

官はほとんど研究らしい研究ができない。そういう意味では、せつからく研究ということがある以上、有為な人たちがそこで研究ができるよう、ある程度の私、施設設備あるいは科学研究費の補助等も与えるべきではないかと、こういうように思います。その点についてはどのくらいの研究費なんかが与えられているのか。大学のいわゆる大学院を持つた講座と比べてどの程度になるのか、その点もひとつお聞きしたいんです。

費についてのお尋ねでございますが、もちろん一般的には、基準的経費といたしまして教官当たり積算校費、教官研究旅費、あるいは学生当たり積算校費というようなことで措置をされているわけでございます。短期大学の場合、これは高専の場

合もそうですが、大学の学科目制と比較をいたしますれば、ほとんど差のない金額になっているわけでございます。たとえば大学の学科目制と短期大学を比較してみると、教授一人当たりの実験の場合には、五十八年度では百九十三万二

一千円、非実験で五十六万六千円というような数字になつております。学生当たりの積算校費も大学と短期大学では、理科の場合で例を挙げますと、学生一人当たりで理科で五十八年度では五万三千三百円といふような積算で同一の単価になつてゐる。

るわけでございます。旅費については若干差がございますが、順次その差を縮小する方向で整備をいたしております。

ただ、教官当たり積算校費の場合で申しますと、いわゆる講座制のところと比較いたしますと、実質的にはやはり相当差があるというものが現

状であろうかと思ひます。

○高木健太郎君　高等専門と将来の見通しがついで、短期大学というのは一般教養というような中で、どうも中見えるわけです。そのためにはた教官は二年や三年ぐらいのできないということで、みる

というようなことの希望が夕ら、将来許せば短期大学といちやつて、そして高等専門学校にはつきりした方がいいんにが、局長、どんなふうにお考へ制度も、学校教育法上いわばことで置かれているわけで

れやはり本来の目的に応じて、意味を果たしているというふうな点であります。たとえば今回御案内いただきました高岡の短期大学の場合、たよだな地域の実態と対応して、やはり四年制の大学ではないとして機能を果たした方がよいかどうかというようなことで、私ども、いるわけでございます。

研究の使命があるわけですが、観点から四年制を志向する立場で、そういうことも確かに事実かしら。やはり社会の要請にこたえねばなりません。私は短期大学は十分機能を発揮

いうぐあいに理解をしてお
ば、高等教育全体の制
力化を図っていくとい
うことでござります。たとえば、
なが、高等教育全体の制

体の在学数で言えば、短期大学と専修学校の専門果程³、教員⁴は三一六万前後⁵、生徒は教

説教が、数からすれば三十六万前後で、ほぼ四箇月するぐらいの数字になってきておるわけでござります。そういう意味では、高等教育機関としては、四年制の大学、それから短期大学、二年ないし、三年でございますが短期大学、それからさらによくベルから申せば専修学校の専門課程というようになります。その社会的な需要に対応するものが、

それぞれ機能をお互いに補い合う形でわが国の高等教育機関として機能しているものだと考へてゐるわけでございます。

もちろん先生御指摘の短期大学がやや中途半端で、教育官の特に研究面での意欲に十分こたえていない点があるんではないかという御指摘でござりますが、そういうふうな点はもちろん短期大学側も、研究面の向上のためにいろいろ施策を講ずべき点はもとより今後とも充実を図つていかなければならぬ点でございますが、私は制度の仕組みと

しては十分機能しているものというぐあいに理解をしております。

かつた、生徒もよかつたというように、あるいは花嫁学校と言われないよう、十分な設備と教官をそろえていただきたい、これが私の注文でござります。

もう一つ、これは短期大学と限つたことはござ

いませんが、大学全般におきまして図書館の意義は非常に大きいわけです。それは自発的に研修をするという意味で、大学ではなくてはならない一つの施設であろうと思うわけです。ところが、図書館を利用しようと思しても、ちょうど館員の勤務時間とオーバーラップをいたしまして、学生

の授業が終わるときに図書館に行きましたが、図書館の利用が好き

図書館の利用が非常に阻まれている。私立大学ではいろいろの方法で夜間まで開館しておられるということも聞いておりますが、国公立の場合には地方公務員あるいは国家公務員でございまして、他の公務員との間に差別をつけるというようなことが困難であるところから各大学で非常に苦労をしておられるわけで

アメリカの図書館なんかに行つてみましても、ほとんどいつでも行ける、こういう形になつておられますし、この間おつくりになりました岡崎の基礎生物学研究所ですか、ああいう機構の図書館も、これは、一昼夜いつでも見られるということをございます。大学の図書館も理想的にはそうあるべきだと思いますし、図書館というのは学生にとって一番楽しい場でなくてはならない、それが時間でしばられて十分な利用ができない、というのをす。

まことに私はもつたない話だと、こう思うわけです。この点については、特別に何か文部省としては、それではこういうふうな人員配置をしよう、あるいは、こういうような給与体系を考えましょうということがあってもよいと私は思うのですが、この点についてはどのようにお考えでございますか。

○政府委員(大崎仁君) 先生御指摘のように、時
間外における図書館の開館活用ということは、学
生の教育あるいは先生方の研究の上で非常に有効

でございまですが、この点につきまして、私どもといたしましてもかねてから夜間開館の奨励をいたしておりますところでございます。大体、現在の時点では国公私立含めましてほぼ半数の大学が何らかの形で夜間開館を行つておるという状況でござい

ますが、国立大学について見ますと、約八〇%の大学で三時間程度、八時ごろまでは開いておるという状況に現在なつております。そのための措置といたしまして、当面パートタイムの雇用経費といふようなものも若干の予算措置をいたしておりますわけですが、なおまだ実施のところも

ございますし、また八時までいいかどうかという問題もございますので、今後ともさらにその方向で努力をいたしたいと思っておるところでござります。

○高木健太郎君 学校当局は、これについては大変苦労しているわけですね。組合側との折衝とかその他で苦労している。だから何らかの特例を設けないとちょっと動きがとれない。パートなんかは、もしも、上

的に動かないということは、結局地域の住民の方々と大学との間の接触が、コミットメントが足りない、そういうことになりまして、國立というものが國民から浮いている、こういううわさも立てられるということになるんじゃないかと思いま
すので、ぜひこの点、思い切って積極的にそのような措置をお考えいただきたいと、こう思うわけ
でございます。

しておりますか。たゞいま御指摘の健康科学大学の構想につきましては、基本的にはその健康科学大学が目的とするところの、どういう学問分野を主として対応するのかとか、あるいは卒業生の社会的処遇というようなことなど、検討課題がなお残されておりまして、今後十分慎重に検討を要するというぐあいに理解をしております。

いるわけです。その何とかやってきた原因を探ってみますと、その一つには、ここに私ちょっとグラフを書いてきましたが、昭和三十年に九万四千五百六十三人であつた医師が、現在、昭和五十六年には十六万二千八百八十人、こういうふうにふえている、これはしかも特に四十五年以降激な増加を示しているというわけです。

う気持ちがするわけです。
それからもう一つは、これは開かれた大学で、
大学として開放講座を設けているところが最近非
常にふえておりまして、これは非常にいい指導で、
あつたと私は思いますが、図書館の開放という
面、それから図書館と一番市民が利用したいと思
うのはグラウンドなんですけれども、何といいま
すか、体育館、グラウンド、図書館というような
ものが一般にはどのように公開されているもので
すか。

ここに私持つてきましたのは、兵庫県から出ている國立健康科学大学の創設の申請書でございましょう。これは昭和五十二年からこういうものが出ているわけでございますが、これは修士課程だけの大学かどうか中身は知りませんけれども、いわゆる初中の教師の再研修の場としてこれが役立つべきいいじゃないかというが主な趣旨のようですがございますが、この点に関しましては、文部省としてはどのようにお考えでございますか。これは非常に教育実習の場に力を入れてあるし、大学を出て研修をしたいといいう人は修士課程に入れるし、短大卒の人はもう一年やつてから修士課程に入れるというので、より高い研修の場が持てるという機会を与えると思いますので、ユニークな考え方だと思いますが、どのようにこれについてはお考えか、お聞きしたいと思います。

ただ、今日の財政状況を踏まえまして、全体的に、臨調の答申でも指摘されている点でございましては、が、国立大学としての学部とか学科についても、真に必要なものにしぼつて対応をするということが、基本的に言われているわけでございまして、具体的な構想の点でなお必ずしも私ども十分把握しておらないことでございますとか、あるいは考えておられるのは、設置者についてはいわゆる第三セクターワーク方式というようなことも考えておられるようござりますけれども、それを具体的にどのようになりますのかというようなことについては、なおまだ十分明確でないというようなこともございまして、今後やはり慎重な検討をせなければならぬ課題ではなかといふぐあいに理解をしておりま

○政府委員(大崎仁君) 大学図書館につきましては、研究所の必要性等もございまして、一般に公開するということにつきまして反面問題もあるわけでございますが、大学の職員、学生のみに限りませず、他の利用も認めるという大学もだんだんふえてまいっておりますし、私どももいたしましては、本来の教育研究に支障がないという形での利用が促進できれば、その方向でまた関係者と御相談をし、働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○高木健太郎君 そうですね、これはぜひ積極的におやりいただきたい。何か問題が起ころるから問題が起こることの方を先に考えて、それでやらないというからいつまでも閉鎖的になるわけですか。ある程度、問題が起ころばそのときに考えるための罰則をこわがって、それで大学側が積極

○政府委員宮地賀一君　兵庫県で構想しておりますが、ユニークな考え方だと思いますが、どのようにこれについてはお聞かししたいと思います。

えだと思いませんが、どのようにこれについてはお聞かししたいと思います。

考えか、お聞きしたいと思います。

ます健康科学大学で、教員の再教育を行うことをを目指しているという御指摘でございますが、私ども、現職教員について大学院などで高度な研究なり研さんの機会を希望する者が多いということは十分承知をしておるわけでございまして、かねて御案内のとおり、兵庫教育大学、上越教育大学及び鳴門教育大学という三つの新しい教育大学をつくりまして、主として現職教員を大学院修士課程に受け入れまして、その資質向上を図るという観点から、特に兵庫教育大学の場合にはすでに五年度から受け入れて具体的に動いているわけですが、

（委員長退席、理事片山正英君着席）

そのほか、大学院の整備については順次対応を

○高木健太郎君 この方面のことも、教員養成といふことが非常に重要な時期でございますので、いろいろな案が出た場合に、その案のいいところをとつて伸ばしていくという積極的な姿勢を文部省にお願いしたい、こう思います。

次にお聞きしたいのは、医科大学というものは現在八十校ぐらいでございますが、私正確な数は知りませんが、そうして年間約七千五百名ぐらいの医師が生まれているわけでございます。こうしていきますと、最初の医科大学の設置の目的でありました人口十万人に対しても百五十人と、歐米並みの数にするというようなことはもう間もなく達成できるでありますよううし、ある府県におきましてはもうとつぶくに二百人を超してゐるわけでございまして、医師過剰時代が言われております。

京都なんかでは非常に、二百名を超しておりますけれども、京都府は何とか今までやつてきて

六十ぐらいの人が開設者でございまして、若い人たちが新たに開設するということはきわめて少ないわけで、ここにそういう数字もございます。こういうことを見ていきますと、この今まで進みましても、勤務医としてそれを収容できる間は問題は起こりませんが、ある線を超しますといふと途端にまた失業というような問題も起つてくる。また医師会なんかの方からは、収入が減るんじゃないかと、まあふえぬのはしようがないといつたましましても、大変医師の諸君はそれを心配をしているわけです。

きょうの朝日新聞を見ましても、診療所の平均所得が、五十六年には年収に換算して約二千万円ぐらい、一般サラリーマンが平均年収が三百三十万円ですから、約六・五倍の診療所の収入があつた。ところが、五十一年の場合にはサラリーマンの収入が二百四十万、そして診療所の方は一千九百四十万で、そのときには八倍であつた。それが

しておりますが、たゞいま御指摘の健康科学大学の構想につきましては、基本的にはその健康科学大学が目的とするところの、どういう学問分野を主として対応するのかとか、あるいは卒業生の社会的処遇というようなことなど、検討課題がなお残されておりまして、今後十分慎重に検討を要するというぐあいに理解をしております。

ただ、今日の財政状況を踏まえまして、全体的に、臨調の答申でも指摘されている点でございまして、国立大学としての学部とか学科については真に必要なものにしづつて対応をするということが基本的に言われているわけでございまして、具体的な構想の点でなお必ずしも私ども十分把握していないことでござりますとか、あるいは考えておられるのは、設置者についてはいわゆる第三セクター方式というようなことも考えておられるようございますけれども、それを具体的にどのように対するのかというようなことについては、なおまだ十分明確でないというふうなこともありますて、今後やはり慎重な検討をせなければならぬ課題ではないかというぐあいに理解をしておりま

す。

○高木健太郎君 この方面のこと、教員養成といふことが非常に重要な時期でございますので、いろいろな案が出た場合に、その案のいいところをとつて伸ばしていくという積極的な姿勢を文部省にお願いしたい、こう思います。

次にお聞きしたいのは、医科大学というのは現在八十校ぐらいでございますが、私正確な数は知りませんが、そうして年間約七千五百名ぐらいの医師が生まれているわけでございます。こうしていきますと、最初の医科大学の設置の目的であります人口十万人に対しても百五十人と、欧米並みの数にするというようなことはもう間もなく達成できるでありますよし、ある府県におきましてはもうとつくに二百人を超しているわけでございまして、医師過剰時代が言われております。

京都なんかでは非常に、二百名を超しておりますけれども、京都府は何とか今までやってきて

〔理事事山正英君退席、委員長着席〕

この医者が、昔はほとんど大部分は一般開業医として町に散つていったわけでございますが、昭和四十五年以降、そのような医院の開設者というのは急にこういうふうに減つてしまいまして、そして病院であるとか医育機関に勤務する勤務医と称するものがずっとこういうふうにふえてきているわけです。この医育機関に、あるいは病院に勤務する勤務医が、京都のように病院や医育機関が多いところでももうほとんど飽和しているわけです。そして一般医院開設者は、病院を一つつくる、医院をつくるということが非常に経済的な負担が大きいものですから、若い人たち、四十以下の人们たちはほとんどいません。いま現在四十から六十五歳の人が開設者でございまして、若い人たちが新たに開設するということはきわめて少ないわけで、ここにそういう数字もございます。

こういうことを見ていきますと、このままで進みましても、勤務医としてそれを収容できる問題は起りませんが、ある線を超しますといふ途端にまた失業というような問題も起つてくる。また医師会なんかの方からは、収入が減るんじゃないかと、まあふえぬのはしようがないといつたましても、大変医師の諸君はそれを心配をしているわけです。

きょうの朝日新聞を見ましても、診療所の平均所得が、五十六年には年収に換算して約二千万円ぐらい、一般サラリーマンが平均年収が三百三十万円ですから、約六・五倍の診療所の収入があつた。ところが、五十一年の場合にはサラリーマンの収入が二百四十万、そして診療所の方は一千九百四十万で、そのときには八倍であつた。それが

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕
そのほか、大学院の整備については順次対応を

しておりますが、たゞいま御指摘の健康科学大学の構想につきましては、基本的にはその健康科学大学が目的とするところの、どういう学問分野を主として対応するのかとか、あるいは卒業生の社会的処遇というようなことなど、検討課題がなお残されておりまして、今後十分慎重に検討を要するというぐあいに理解をしております。

ただ、今日の財政状況を踏まえまして、全体的に、臨調の答申でも指摘されている点でございまして、国立大学としての学部とか学科については真に必要なものにしづつて対応をするということが基本的に言われているわけでございまして、具体的な構想の点でなお必ずしも私ども十分把握していないことでござりますとか、あるいは考えておられるのは、設置者についてはいわゆる第三セクター方式というようなことも考えておられるようございますけれども、それを具体的にどのように対するのかというようなことについては、なおまだ十分明確でないというふうなこともありますて、今後やはり慎重な検討をせなければならぬ課題ではないかというぐあいに理解をしておりま

す。

○高木健太郎君 この方面のこと、教員養成といふことが非常に重要な時期でございますので、いろいろな案が出た場合に、その案のいいところをとつて伸ばしていくという積極的な姿勢を文部省にお願いしたい、こう思います。

次にお聞きしたいのは、医科大学というのは現在八十校ぐらいでございますが、私正確な数は知りませんが、そうして年間約七千五百名ぐらいの医師が生まれているわけでございます。こうしていきますと、最初の医科大学の設置の目的であります人口十万人に対しても百五十人と、欧米並みの数にするというようなことはもう間もなく達成できるでありますよし、ある府県におきましてはもうとつくに二百人を超しているわけでございまして、医師過剰時代が言われております。

京都なんかでは非常に、二百名を超しておりますけれども、京都府は何とか今までやってきて

〔理事事山正英君退席、委員長着席〕

この医者が、昔はほとんど大部分は一般開業医として町に散つていったわけでございますが、昭和四十五年以降、そのような医院の開設者というのは急にこういうふうに減つてしまいまして、そして病院であるとか医育機関に勤務する勤務医と称するものがずっとこういうふうにふえてきているわけです。この医育機関に、あるいは病院に勤務する勤務医が、京都のように病院や医育機関が多いところでももうほとんど飽和しているわけです。そして一般医院開設者は、病院を一つつくる、医院をつくるということが非常に経済的な負担が大きいものですから、若い人たち、四十以下の人们たちはほとんどいません。いま現在四十から六十五歳の人が開設者でございまして、若い人たちが新たに開設するということはきわめて少ないわけで、ここにそういう数字もございます。

こういうことを見ていきますと、このままで進みましても、勤務医としてそれを収容できる問題は起りませんが、ある線を超しますといふ途端にまた失業というような問題も起つてくる。また医師会なんかの方からは、収入が減るんじゃないかと、まあふえぬのはしようがないといつたましても、大変医師の諸君はそれを心配をしているわけです。

きょうの朝日新聞を見ましても、診療所の平均所得が、五十六年には年収に換算して約二千万円ぐらい、一般サラリーマンが平均年収が三百三十万円ですから、約六・五倍の診療所の収入があつた。ところが、五十一年の場合にはサラリーマンの収入が二百四十万、そして診療所の方は一千九百四十万で、そのときには八倍であつた。それが

いまはもう六・五倍になつた。これがさらに進むというともと下がつていくんだ、しかも診療費その他の締めつけがあるのは薬価基準等の締めつけがございまして収入が非常に減つてきた。こういうことから、お聞き及びだと思いますけれども、医科大学をつくり過ぎたんではないかという、そういう非難といいますかね、批評があるわけですね。

それからもう一つは、それではこれからどうするのか、野方図にふやしていつていいのかということです。恐らく悪い医科大学は廃止されるんじゃないか、あるいはどこかと統合させられるのではないかという心配をしている人たちが、学長さんやその他の経営の中にもあるわけです。そういううわさを、あるいは話を聞きになりましたかどうか。また、こういうように医師過剰時代にこのままほうつておかれのかどうか、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地賀一君) 医師の養成の問題につきまして、ただいまお尋ねのような議論はすでに国会でも何度も取り上げられておるわけでござります。

昭和六十年までに人口十万人に対して百五十人を確保するということで養成を行つてきたわけでございまして、厚生省の推計でも本年じゅうにはこの目標が達成されるであろうというぐあいに言われております。

ただ、従来の目標を達成することが確実になつてきておりませんけれども、なお医師確保の困難を、これは地域的な偏在でござりますとかいろいろな問題があるわけでございますが、そういうよなことからしまして、現時点では直ちに医師が過剰であるというぐあいには言えないのではないかと私どもは判断をいたしております。

また、医療需要そのものも今後ふえることが予想されまし、従来の目標値でござります人口十万人に対しても百五十人という目標値そのものについてもやはり検討を要する問題ではないかと思います。

確かに全体の医師の、医学部で申しますと入学定員が昭和四十五年が四千三百八十でございましたものが五十六年では八千二百六十ということで、ほぼ間口で倍増に近い数字になつてゐるわけですね。

確かに全体の医師の、医学部で申しますと入学

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリカでもそういうことを非常に考えて、日本の医療界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にいまでのとおりに医学教育をやつておるというだけでは私は社会の要請に応じられないのではないか、こういうことも考えて将来の医学教育というものをひとつやつていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでございましょうけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

う研究に役立たなくなります。陳腐化するわけで

すね。それでどこに行くかといいますと、大体し

がいっぱいになつたときに一遍に噴き出しますよ

といふことを私は申し上げているわけです。その

点をぜひお考えに入れないと、百五十人がどうだ

はないか。

もう一つは、医師が、大学では非常に専門医を

つくつておられるような形になつておつて、いわ

ゆるゼネラルファイジシャンというようなものを探

在の世の中では求めているわけですね。私はここ

が悪いと言ふと、おれは心臓は知らないからあつ

ちへ行け、向こうへ行くという、おれは神経し

か知らないから消化器の方へ行けというようなこ

とではうまくいかない。外国のドイツでもアメリ

カでもそういうことを非常に考えて、日本の医療

界でもそういうゼネラルファイジシャンとかあるいはアミリードクターであるとか、そういうふうなシステムが少し変わりつつある。だから単にい

までのとおりに医学教育をやつておるというこ

とだけでは私は社会の要請に応じられないのでは

ないか、こういうことも考えて将来の医学教育と

いうものをひとつやつていただきたい、こういう

ふうに思うわけでございます。

時間がございませんので、いずれお考えでござ

いましようけれども、いまのようなことも考えに入れて、医学教育というものを单にするべつ

たやらないで、もう少し文部省としてしっかりと方針をお立てになることを私は強く要望しておきます。

もう一つは、科学研究費だとかあるいは講座費等で買われるいろいろの機器がございますが、こ

れは非常に最近高額になつてしまして、科学研究

費なんかでも非常に増額されておつてもなかなか買えないというものもあるわけでございます。と

ころが、それが、これは大まかなことですけれども、大体五年たちますと買った機器というのもも

<

でそういう学生さんなり、そういうものにも使われるのではないか。要するにエネルギーを使ってそういうものを仕上げて、お金も使って、それがそのまま利用されないというのは、私、これは地球全体から考えて非常にもつたいない話だ、こういうことを進んで文部省でお考えいただきたいと思うんですが、大臣にも何かお考えがありましたら、ひとつ。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど来その道に造詣の深い高木さんからいろいろお話を伺いました、確かに現場でいろいろ直接タッチされて、先ほど教育者の話もありましたが、確かに現場をよく知った人でなきやいかぬということはもう本当にそうだと思います。ただ、理論だけではなかなか教育というものはだめになってしまいます。いまおっしゃつたようなこと、十分皆聞いておりますから、心して今後むだのないように進めたい、かのように考えております。ありがとうございました。

○政府委員(國分正明君) ただいまの国立大学等におきまして、研究の発展あるいは機器の革新などによりまして使用頻度が低くなつてしまつたり、あるいは不用になつたりするものが御指摘のとおりあるわけでございます。これにつきましては、先ほど学術国際局長がお答え申し上げましたように、積極的に管理がえをするという方向で新規に予算等も計上したわけございますが、制度的に申しますと、ある国立大学で不用になつた場合に、まず当該大学の中の他の部局で使えるかどうかということで、使えるということになれば供用がえあるいは管理がえというような手続が可能でございます。あるいはまた、それは他の部局といふことではなくて、附属の小中高等学校の場合につきましても、管理がえあるいは供用がえということも可能でございます。あるいはまた、他の大学、国立大学でございますが、他の国立大学においてそれが必要だというような場合には、それも制度的に可能ということになつておりますので、私ども積極的にそういう面について指導を

これからもしてまいりたいと思つております。

ただ、私立大学等、國立以外のたとえば学校等に對しましては、これは國の財産でございまして、財政法あるいは物品管理法等々の制約があるわけでございますが、不用になつたものにつきまして、なかなか希望の手を擧げるというのを見つけるのはむずかしいですが、そういう実

際問題はござりますけれども、制度的にはお譲りするということは可能になつております。

○高木健太郎君 ゼひその点をお考えいただきたい。たとえば私立の方から呼びに来て、ぜひ赴任してくれと言つても、機械が行かないものだから私は行きたくないという研究者もおるわけです。ね。もう一つは、人間がこっちからこっちに移る場合に、国立から公立へは、あるいは公立から国立へはいわゆる通算ができる大学もこのごろ大分ふえているようですねけれども、私立と国立との間にはないわけですね、それが。すると、そこで切れちゃうということから嫌がつて行かない人もいるわけです。だから、もつと学問というのは広く考えて、人物の交流、機械の交流というようなもののもつと広げてお考へになつていただきたい。

これ非常に会計の方から言うとめんどうなことだと思いますが、めんどうだからやらないというのじゃなくて、やろうと思えばやれるんじゃないかなというふうに思ひますので、ひとつぜひ御考慮をお願いしたいというふうに思ひます。それから、もうどうしても使い物にならないといふものだけれども、歴史上非常に有名な機械もあるわけです。そうしたら鉄道博物館のような、機関車ばかりじゃなくて、そういう機械も並ぶような博物館をひとつおつくりになつたらいいが、文部大臣にもひとつその点もお考えいただきたい、こう思います。

最後に、もう時間もございませんので、私立大学でいろいろ不正事件が起つてまして、九州産大なんかが問題になりました。ところが九州産大、こう見てみますと、一番授業料あるいは学費が少

ないわけなんですね。これ見てみますとそういうのが出でております。

いま医科大学なんか特に、この前も田沢さんがお聞きになりましたけれども、非常に授業料といふのが高いわけなんですが、アメリカから比べまして、歐米から比べても高いんじやないかと、こ

う思います。それを五十六年の何月か知りませんが、規制をされているわけですね、あんまり取るなという。ところが、病院がそのころはまだ僕は黒字だったと思うんですが、最近は病院経営というものは赤字になつてきてているわけです。それから医療というものが非常に規制が強くなつてしまつた。あるいは特殊ベッドといいますか、そういうベッドもやめると、うような指導も厚生省からいついてるわけです。薬価基準も下げると、いろんな意味で病院経営というのは非常に困難になつておりますので、国立病院というのは大体のところは赤字でございます。国立大学の附属病院も大体赤字でございます。それで私立大学の病院だけが黒字であるというのは大体おかしいわけなんですか。

そうでありますから、一人の学生にいま四千五百萬か五千萬は医科系を通るとかかると思うんですけど、どこからその金を持つてくるのだろうかと思うわけです。そうすると、経営が苦しいから何か悪いことをするんじゃないかな。法律といふものは悪いのを罰することはわかるのですが、悪いことをさせるような法律では私はいけない、こう思ひうわけです。

それが昭和五十二年度でございますが、その結果、昭和五十三年度からは、それまで五十二年度の平均で申しますと、寄附金で千八百万ぐらいの学生から取つておつた。そのかわり授業料等の初年度の正規の納付金は百八十万円だというような状況であります。翌昭和五十三年度には授業料として正規に取るものが七百万円、そして寄附金等で取るものが四百万円弱といふようなかつこうで、取るのはちゃんと取る、しかし入試に絡ませるような寄附金はやらないというようなかつこうで、だんだん整理ができたわけでございます。その後、全体としてかなり体制が整備さ

れてきておるわけでございます。

私がお聞きしたいのは、私立大学経営といふのをよくお考へいたしまして、そうして今度は二・五%補助を削られましたけれども、余りに外から締められますとどこへ行くだらうかというこ

とを私心配しているわけでございますので、よく私立大学の経営、特に医科系の経営ということを十分お調べいただきまして、間違いを起こさせないような指導をされることを切にお願いしておきたいと思うわけですが、これについてもひとつ大臣の御所見を承りたい。あるいは局長からでも結構です。

○政府委員(阿部充夫君) 医科大学を例に挙げてのお話でございましたが、先生御案内のように、昭和五十二年に医科大学の入学をめぐりましていろいろ、寄附金の額によつてすべてが決まるとかといったような問題が出てまいつたわけでございまして、当時各大学に対して指導いたしました際に、全体としてそれほど多額でないことが望ましいのはもちろんであるけれども、どうしても必要な経費については正規の学納金として取るべきであつて、それを寄附金というような名称であります。いまなかつこうで取つていくというのが入試に付いての公正を欠く問題とも絡んでくるというよ

うなことで、全体の金額はできるだけ抑制することが望ましいことと、必要な経費は正式に堂々と取るべきだという指導をいたしたわけでございます。

それが昭和五十二年度でございますが、その結果、昭和五十三年度からは、それまで五十二年度の平均で申しますと、寄附金で千八百万ぐらいの学生から取つておつた。そのかわり授業料等の初年度の正規の納付金は百八十万円だといふような状況であります。翌昭和五十三年度には授業料として正規に取るものが七百万円、そして寄附金等で取るものが四百万円弱といふようなかつこうで、だんだん整理ができたわけでございます。その後、全体としてかなり体制が整備さ

非常に厳しい情勢下にあるといふようなことも受けまして、要求の内容については変わることがあります。とり得るという留保をつけて評議会では承認されたといふが、私ども承知をしているわけでございます。

その後、評議会から具体的に検討をゆだねられておりまます国際関係学群設置準備委員会におきまして、ただいま申しましたような財政状況等も踏まえて、学群ではなくて国際関係学類の設置要求が適当であるという結論を得て、大学としてはそれに基づいて、七月九日付で文部省に対してその学類の設置を含みます概算要求資料を出したというふうに聞いているわけでございます。

そして、先ほどもちよと申し上げたわけでございますが、その後夏季休業といふような事情にもありましたわけで、八月末から九月にかけまして、具体的には八月二十七日開催の第三学群教員会議における学類設置の発議決定、第二番目に八月三十日第三学群長から教育審議会への発議、第三番目に九月一日教育審議会で受け付け、第四番目に九月十四日開催の教育審議会における承認を経まして、九月十六日開催の評議会において了承されたというような事情になつておるわけでございます。

したがいまして、最初の六月十七日の評議会での了承の際に、事柄として今後なお特に厳しい予算編成の状況下にありまして、より得るといふ旨で基本的には了承をいたいでおつたわけでございまして、その後の経過はただいま申し上げましたようなことを経ておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 いまの説明は、後から取りつくろうためにつくられた説明じゃないんですか。大体、大学が八月の末に概算要求をするその際に、学部学科といふか、筑波大学で言えば学群、学類、こういうものを新增設をすると、こういう要求を含む概算要求のときには、当然それが大学の機関できちつと議論をされて決められた要求かどうかといふことを見届けて、文部省がその概算要求を受けとめるという、これが本来の筋ですわね。ところ

ろがいまあなたも言われるよう、評議会として正式に確認されるのはほかならぬ九月十六日だとうべくもないんじゃないですか。

○政府委員(宮地寅一君) 先ほども申し上げたわけでございますけれども、特に非常に厳しい財政状況下における概算要求ということになつたわけでございまして、初めの学群ということになりまして、これはそのこと自体が、いわば筑波大学は新しい構想の学群、学系といふ方式でございます。それで、ぴったり整合性というわけにはまいらぬかと思いますが、一つの独立した新しい学部の要求という形になるわけでございます。

ところが非常に厳しい情勢下で、学部としての要求ということは、事柄として非常にむずかしいと判断も大学 자체においても働き、また私どもとしても、やはりそういう学部レベルの、学群としての要求については非常に困難性も伴うといふことは申し上げたわけでございます。そういう点を受けまして、いわば学群の中の学類といふ形で、そういう意味では学群から一ランク落としたと申しますか、学類といふ形での要求に——大学としてもこの国際関係の分野について充実を要するということは、これはすでに数年前から筑波大

学校内部でも十分議論はされてきておつた問題でござりますので、いわば、そういう厳しい情勢下の要求の手立てとして第三学群の中の学類として要求をするということになつたわけでございまして、それらの点は最初に申しましたような審議経過を経ております。

そして、先ほども御説明したような経過を経ておるわけでございますが、いずれにいたしまして、筑波大学からのこの要求についての具体的な中身でござりますが、具体的には文部省といたしまして、いわゆる学科の新設要求等に関しましてはその要求の事由、各年度別の学科及び講座、学科名、要求人員、学生定員、施設設備等の特別要求額の内訳などについて

いま御提案申し上げておりますように、学部については三重大学の人文学部一つにしほつた要求にておるわけでございます。

そういうようなこともございまして、実際に大学が検討を重ねておきましたものが、概算要求でまとめる段階においてやはり圧縮をするということは、実際問題としてはほかの大学の場合にも起り得る事柄でございまして、もちろん私どもそれについて十分大学側の御判断を、正規の判断をいたいた上で取りまとめを進めるわけでござりますが、そういう事柄としては、もちろん筑波大学以外の場合にも起こり得ることでござります。

○佐藤昭夫君 最近の財政的厳しさということもありながらということではありますか、しかし文部省として、大学側の当初の学群という、この要求の方向を、文部省からもサジェストをして学類といふことに変わってきたというふうに受け取れるようないまの説明でありますけれども、問題はそれがどういうサジェストを仮にして、それがきちっと大学の自治の原則に基づいて、大学の正規の機関での議論、討議を基礎にしてそれがそういうふうに練り上げられてきたものかどうか、ここが問題であるわけです。

もう少し角度を変えて聞きましょう。いずれにいたつて、学類を新設をするというわけでありましたから、当然その設置の要求に当たつて授業科目、カリキュラム、それから教官、学生定員、予算、こういったものについて参考資料といいますか、附属資料、これが提出されて要求をされてきているということだろうと思うんですが、その内容はどういう内容になつておるんですか。その内

容はどういう内容になつておるんですか。たとえばいまお尋ねは、国際関係の大学院もつくるのかといふことです。なおちょっと補足をして申し上げますれば、六月十七日の評議会で留保がついて承認をされている事柄でございまして、その後の手続は先ほど申し上げたような手続を経たということでござります。

○政府委員(宮地寅一君) 経過は先ほども御説明している点に尽きるわけでございまして、基本的には、なおちょっと補足をして申し上げますれば、六月十七日の評議会で留保がついて承認をされている事柄でございまして、その後の手続は先ほど申し上げたような手続を経たということでござります。

それから、将来の姿といいますか、たとえばいまお尋ねは、国際関係の大学院もつくるのかといふような御趣旨のお尋ねであつたように承つたわけでございますが、その点に関して申し上げれば、ただいまのところは白紙でございまして、これは将来大学から設置要求が出された場合には、具体的な必要性でござりますとか、あるいは学内の検討状況、そしてまたその中身は、先ほどほか

の委員の御質問で、大学院の際にお答えをしたところ、ございまして、要求の中身の熱度といいまして、検討段階が十分練り上がつたものになつてまいりますれば、それらを総合的に勘案して対応する事柄というふうに考えておりまして、ただ

○佐藤昭夫君 それで、これは五十七年の三月段階の筑波大学国際関係学群設置準備委員会、この三月段階の報告でありますけれども、当然この時期は学群という要求でありますから、タイトルは学群及び関連大学院についてと、こういうタイトルで、その中で検討されている方向としてこれこれのいろんな講座、カリキュラム、これをつくっていくんだということが検討されているわけでありますけれど、その上で、直近升進のところ

りりますけれども、その中で、軍事研究のおそれがあるりということでいろいろ議論を醸しておる分野があるわけですね。たとえば、国際政治専攻コース、この部分で、軍備管理論演習、政策決定論演習、国際緊張・冷戦論演習、国際安全保障論演習など、こういうものが出てくるということをいろいろと議論を呼んでいるわけですけれども、文部省としては、この大学で新しく学類がつくられる、これが将来どうなっていくかという問題もあるわけですから、軍事研究、こういうものは一切ないといふふうにここで断言ができます。

○政府委員(宮地寅一君) 軍事研究なり、軍事教育をやるというようなことは一切あり得ないというふうに申し上げます。

御質問の国際関係学類のいわばねらいでござりますけれども、あらゆる分野での国際交流といふものが活発になってきておりまして、国際関係も複雑化、多様化しているというような、そういう背景を受けて、そういう問題に適切に対応できる国際人の養成を目的としているわけでございま

手法を導入しながら、国際法でございますとか国際政治、国際経済等、国際関係に関する諸分野の総合的多角的な教育を行つて、国際的諸問題に対する科学的分析能力や政策立案、問題解決等の応用的能力を培うということが基本的なねらいでございます。

なお、從来検討されてきた中に、いま先生御指摘のような事柄があるといわれておりますが、私ども概算要求を正規に大学側から受けとめておりますものには、お話をどのようなものは入つております。たとえば東京大学など既存の教養学部などでも、国際政治学の授業内容としては、一般的に安全保障といふようなことについては理解を深める教育もなされているわけでございまして、筑波大学の新しい学類においても、国際関係の組織といふことで、從来既存の大学においても行われているような事柄は行われることはあるわけでございますが、そのことが軍事研究なり軍事教育に結びつくというようなものではこれは毛頭ございません。

○佐藤昭夫君 そのように説明をされても、私はその危惧はなくなりませんね。そして、私がいま引用したこの部分はもうなくなつたと、廃棄されたというふうには私は聞いておりません。依然としてこの検討の俎上に上つていてるということです、そういう疑問はいまの説明では依然として残るわけであります。

時間が非常に制約をされておりますので、きわめて断片的なはしょった質問にならざるを得ないんですが、高岡短期大学の関係で一、二しほってお尋ねをしておきますが、何か衆議院の委員会での議論で、この短期大学と専修学校との間で単位互換をするという答弁が文部省側からあつた模様でありますけれども、専修学校は高等教育機関というそういう位置づけを、認定を一体どこでやつたのかという問題。それから、副学長を置くという構想だといふんですが、そもそも副学長といふ考え方方が歴史的に出てきた経緯は、大学の規模が相当大きい、管理運営の範囲が相当多岐にわた

る、そういう場合ということでかつて議論に上つたことがあるわけですから、短期大学程度の規模の大学に果たしてそのことが妥当するのかといふ、この二つについてまずお聞きします。

してのお尋ねが第一になりましたが、基本的に短期大学についても、大学制度としては彈力化を図っていくというのが一つの方向であろうかと思つております。

たとえば、大学と短期大学の間ににおいても単位の互換を認めるという仕組みをすでに制度として設けているわけでございます。御指摘の専修学校の専門課程において履修した課目を高岡短期大学

の場合にも単位として認定するということについては、ただいまのところ設置審議会の短期大学基準分科会においていろいろと御検討をいただいているところでございます。短期大学の教育課程を

内容的に豊かなものにするというような考え方から、先ほど申しましたような単位互換というようなこともすでに取り上げておるわけでございまして、特定の分野においてすぐれた実績を上げたも

のかあるとすれば、それを短期大学の教育に活用するということ自身は、私は意義のあることではないかというふうに考えております。

ましては、その実施方法等について、その専修学校の中身の実態ももちろん十分踏まえて、短期大学において具体的な検討がなされることではないかというぐあいに理解をしております。

それからお尋ねの第一点は、畠学長について
相当大きいものについて置くという考えが基本的
に必要ではないかというお尋ねでございました
が……

○政府委員(宮地寅一君) 副学長について、この高岡短期大学というのは全く新しい構想のものとして今回御是客を申上げて、いろいろございま
じやないかと。

して、巡回提案を申し上げてございまして、一番基本的には、地域の要請に十分こたえ

五十二年三月二十九日の参議院予算委員会で、わが党の上田耕一郎議員の質問に答えて当時の海部文部大臣がこういう答弁をしたわけです。プレハブ教室の解消は非常に重要な政策であって、三年以内になくすとの目標で取り組んでおり、地方にも指導をしております。ところが、この三年間で実際はプレハブ教室は二五%しか減つてないといふうに承知をしているんですが、なぜこのようないふうに減少が遅々として進まぬのか、まずその点。

○政府委員(阿部充夫君) プレハブ教室の解消の問題につきましては、ただいま海部大臣の御答弁の御紹介があつたわけでございますけれども、文部省といたしましても従来から取り組んできたことではございますが、特に、昭和五十一年からの問題に鋭意取り組みをいたしまして、五十一年に各市町村等のプレハブ教室の実態を調査し、いろいろ調査をいたしました。その際にも、プレハブ教室については翌年度には解消するというのを原則にし、そして、どうしてもそれが無理な場合にも、少なくとも三年間で解消するという方向を文書によつて示したわけございまして、以来、それにのつとつて鋭意その解消に努めてきておるところです。

その結果、具体に解消された状況から見ますと、おおむね毎年九〇%程度、つまり現在あるもの、その時点で存在しているプレハブ教室は、三年間で九〇%ぐらいずつ解消されておる。四年間でほとんど一〇〇%解消されておるという状況にあるわけでございますが、先生のお話にただいま出てまいりましたように、その後に新たにまたプレハブ教室が発生をするということがあるために、全体としてプレハブ教室の数は減少はしてきておりますけれども、なお皆無になる段階まで至つてないというところでございます。

そのプレハブ教室が発生する原因というのは、これは御案内のことですが、児童、生徒の数がふえてまいりました場合に、一棟の新しい正規の校舎を建設するには余りにも

規模が小さ過ぎるという程度しか教室増がないと、いうようななケースについて、一、二年、その全体の教室数がふえるまでの間少し待つというような、かっこうでできるケースもございます。また分離新設、大規模校を分離をするというようなケースの場合に、その分離の条件が整うまでも若干待つというようなケース等もござります。いろいろなケースがあるうかと思いますが、いずれにいたしましても、子供の数がふえてくることに伴いまして暫定的にあるいは経過的に必要なケースというのがあり得るわけでございまして、そういう関係上、急増関係が現在なお継続している地域におきましては、新たに毎年若干ずつは発生してきているという状況にあるわけでございます。

ている学校の関係の整備については、補助採択に当たりましてこれを優先的に配慮をするということを明示しておるわけでございます。

それからまた、今後発生するプレハブ教室につきましては、できるだけ各地区的学校の新増設の計画を事前から綿密に立てていただいて、プレハブをつくらないでも済むような方向で努力をしてほしい、この二点において各市町村を指導をし、プレハブ教室の減少に努めていますところでございます。

○佐藤昭夫君 そこで、プレハブ教室解消の問題は、実はマンモス校分離の問題と表裏一体だということは明らかでありますけれども、マンモス校分離促進の障害の一つが用地難だということになっているわけですね。したがってこの用地難をどのように打開をするか、これがいま国としても地方自治体としてもお互いに力を合わせて解決をしなくちゃならぬ課題である。

そこで、先日の三月二十八日の参議院の予算委員会で、わが党的下田議員の質問に対しても瀬戸山文部大臣は、児童生徒急増指定地域外でも、マンモス校を分離し新設校をつくる場合、校地取得費補助を検討したいということを最終的に答弁をされていました。これでありますけれども、この方向に沿つて、来年度概算要求に向けて具体的にマンモス校解消、分離のための校地取得費補助、こういったものを来年度概算要求に向けて文部省としては具体的に検討をするということで、やつていただけるということですね。ちょっと念のためにもう一遍確認をしておきます。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のケースでござりますけれども、大規模校の解消に当たりまして、こういった大規模校の約九〇%が急増地域にあるわけでございますので、その関係の措置については相当の措置がとられておるわけでございますが、御指摘の場合は恐らく急増を外れた非常に若干の地域のお話であろうかと思うわけでございます。

こういった急増地域でない地域につきましての

用地費の補助という問題は、用地費ということの性格の問題もござりますし、あるいは目下の厳しい財政事情というようなこともありますので、非常にむずかしい問題であるということは事実でございますが、しかし、いずれにいたしましても、過大校の現状を解消していくと、いう問題も大事な問題であると考えておるわけでございますので、そのそれぞれの過大校の実態等を十分調査をいたしまして、その対応についてはまた慎重に検討していきたい、こう考えております。

○佐藤昭夫君 文部大臣、ちょっとお尋ねをしますけれども、事務当局はいまのような説明でありますけれども、マンモス校が教育的にどういう弊害があるか、大体、いわゆる校内暴力発生の一つの共通的要因としてマンモス校問題といふのもいろいろ言われておる、こういう時期でもあり、この人口急増地域、それに限らず教育的にマンモス校を解消しなくちゃならぬ、そういうことが急務だということで、来年度の概算要求に向けて何とか用地取得補助の問題について、大臣としては、ひとつ文部省の先頭に立つて、こういう方向で事が進行をするよう努力していくことによってやつていただきたいと思うんですか、どうですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 児童生徒の非行が全部マンモス校に原因があるとは考えられませんけれども、やはり一部は原因があると見てもいいと思います。学校教育の環境は可能な限りいいものにしなければならない、これは原則だと思いますが、いま局長からお話し申し上げましたように、財政事情がこういう状況ですから、そういう気持ちはありますても、直ちに補助金として要求ができるかどうか、これは検討の要があるということです。しかし、起債その他の問題で何とかこういう問題を一日も早く解決ができる方法はどうすべきかということを検討を進めたい、積極的に検討を進めたい、かように考えております。

○佐藤昭夫君 最後に法案との関係でちょっと聞いておきますが、今回、この法案で政令都市、不交付団体、この関係について特例措置を外す、こ

ういう形にするというわけでありますけれども、その考え方では、こう比較をしてみれば、政令都市や不交付団体、これは豊かな団体だと、こういう考え方がある様様でありますけれども、しかし例の昭和五十六年の行政改革一括処理法、それによつて特例措置によるかさ上げ補助額の六分の一、これはひとしく削減をされているわけあります。こうした点で、一般の自治体と区別をして、これらの団体というのは豊かな自治体だから、したがつて特例措置を外してもいいんだ、こういふ考え方というのは私は当たらないだろう、とうふに思うわけですし、しかも、財源とすれば、さつき答弁に出ていましたように、私どもの修正案にも付記をしていますけれども、五十八年度について約三十億というわざかな金だといふうに思つておらず、それどころか、この点についてまずちょっと当局の見解を聞きたい。

○政府委員(阿部充夫君) 今回、特例措置の时限切れということを迎えるに当たりまして、私どもの方といたしましては、なお急増状況が中学校を中心にして続いている、そのための校舎整備等は、教育上どうしても対応しなければならない事柄であるという基本的認識に立つてその対応をしたわけでございますが、他方、御案内のように、国家財政が非常に緊迫をした状況になつておりますし、さらにもう、行政改革という観点からも、第二次臨時行政調査会から、こういった補助負担率の地域特例については、終期到来時には廃止を含めて抜本的な見直しを行えというような御指摘もいただいたわけでございます。

こういったことと私どもの教育的観点との調和を求め、調整を図つていったという結果が、ただいま御提案申し上げておりますような、政令で定めるいわゆる政令指定都市とそれから不交付団体、この二つについては七分の四という段階でいわばがまんをしていただぐくといふような措置をとつたわけでございます。

この二つのものにつきましてこういう措置をとりましたのは、財政的に余裕があるとまで申し上

げるつもりはないわけですが、まあそれとも、一般的の急増市町村と、それから、たとえばここで言う政令指定都市というようなものを比較いたしました場合には、やはり何と申しましてもいろいろな運営等の面で財政的に彈力的な対応が可能であるという面もござります。あるいはまた、児童生徒の急増現象の程度につきまして、政令市の場合にはほかよりもずっと緩やかであるというような実態等もあるわけござりますので、そういった諸般の状況を総合的に勘案をいたしましてこういった措置をとらせていただいたわけでござります。

○佐藤昭夫君 最後に一つ。

いまの説明ではまだ納得はできません。それで、最後に大臣にお尋ねをいたしますけれども、つまるところ、こういう形によつてせいぜい節約するといつたつて約二十億。三十億のお金があれば、この地方自治体あるいは関係者のそういう切望にもこたえていくことができるという、この問題でありますし、国の予算全体を見れば、私たちの党としては軍事費ということを言うわけでありますけれども、幾らでも三十億程度の削り得る不要不急経費というはあるんじゃないのか。そういうことで、軍事費を初めとするそういう不要不急経費を削つてこの制度こそ残すということで、文部大臣としてはがんばつてもう必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、ひとつ所見を最後にお尋ねをしておきます。

○國務大臣（瀬戸山三男君） 先ほど局長からもお答えいたしましたが、国全体の財政事情は御承知のとおりであります。すべて国民の負担にかかるおわけございますが、そういう意味で、行政改革問題もありますし、財政の見直しといふものもあるということで、臨調方面からは、この問題だけでなしに、この種の臨時措置、あるいは時間的に特別な補助率をかさ上げしておるものはある、ということです。臨時措置、あるいは時間的廃止を含めて見直す必要がある、こういう指摘がなされておるわけでございます。

私どもとしては、そういうものもあるかも知れないけれども、この教育の問題はそう簡単には過ぎでござりますかと言ふわけにはまらない。そこで、また五年の延長をどうしてもということですで努力したつもりであります、その中でもある程度のしんぼうは、これはお互いにしなければならない。まあ、わずか三十億とおっしゃいますけれども、そういうものを、いろいろなものを多少ずつでも積み重ねて、この財政の窮屈なところに対応をしなければならぬ。その間においてそれこそ先ほど局長も言いましたけれども、そこは非常に余裕があるという考え方はありませんが、申しわけないけれどもこういう状態だから少しつしんぼうをしていただけませんかというのが不交付団体等の、まあ他に比較するとやや財政の余裕があると見られるところをこういふふうに取り扱つた。たびたび申し上げますけれども、喜んでやつているわけじやありませんからひとつ御理解をいただきたいと、かようでございます。

○佐藤昭夫君 時間です。終わります。

○小西博行君 まず三重大学の件で質問さしていただきます。

三重大学の人文学部の設置についてなのですけれども、人文学部というのは一体どういう学部なのか、それを特に三重大学に設置しなければいけないという理由、この点をあわせてお願ひいたします。

○政府委員(宮地貢一君) 三重大学の人文学部でございますが、文化学科と社会学科から成り立つておるわけでございまして、言うならば人文科学と社会科学の分野における総合的応用的能力を有する人材養成を目的としているわけでござります。

国立大学の整備充実につきましては、各大学における教育、研究を充実して特色ある発展を図ることで高等教育の計画的整備の観点からも、地域間の収容力格差でござりますとか、あるいは専門分野構成の不均衡を是正するということことで、特に地方における国立大学を中心に人文系の

分野の整備充実を図るということが指摘をされていなければござります。大学では五十三年度から大学改革等調査経費という経費を配り、また五十六年度からは創設準備経費を措置して順次検討を進めておりましたものでございまして、全体の構想が熟し、かつ教官の確保についての準備も整つたというようなところで今回学部の設置をお願いをしているものでござります。

なお、具体的な中身をもう少し御説明申し上げますと、特に三重大学に人文学部を設置する必要性といいますか、そういう観点から見ますと、先ほどのような地方の国立大学の整備という観点がございます。それから若干細かになりますけれども、東海地域の高等教育の現状という観点から見ますと、進学者の収容力指数といたしましては〇・七九ということで、これは関東甲信越が一・三二、北陸近畿が一・〇六というような数字から見ましても大変低いわけでござります。

それから、大学の人文社会系分野の構成も、東海地域が四七・六%、これは関東甲信越が五七・八%、北陸近畿が六一・七%というところから見てもやはり低い。したがって、そういう地域的な配置から見ても三重の人文学部の設置については十分必要性が御理解いただけるところかと思います。

また、三重県自体におきましては進学率が三三%でございまして、全国平均の三六・三%よりはやや低いのですけれどもほぼ平均でございますが、県内の大学進学者に対する進学者収容力指数という点で申しますと〇・三九ということで、全國の都道府県中四十一一位ということで大変低いところにござります。また、人文社会系分野の構成も三〇・三%ということで全国平均の四七・六%よりも低いというようなことが言えるわけでござります。

以上のようなことでござりますが、さらに一般的な点で申せば、三重大学の学部構成という観点

から見ましても、理工系分野にウエートがかかることがあるわけでもございまして、人文社会系分野が欠落しているというようなこともあります。

東海道ベルト地帯の将来の十八歳人口の増といふことも勘案いたしまして、大学の大都市集中抑制といふようなことも踏まえて、この三重大学の整備については、臨調その他のいろいろ基本的には抑制ということは指摘をされておるわけでございますけれども、私ども真に必要なものについては、国立大学の整備ということについては、しほつて厳選した形で整備はお願いをしたいということでお提案を申し上げているものでござります。

○小西博行君 文字部とか社会科学科ですか、このあるわけですが、この中で文学ないし社会科学系の学部を置かない大学は全体で五十二校でございます。ただし、の中にはたとえば医

○政府委員(宮地賛一君) 国立大学全体で九十五校あるわけですが、この中で文学ないし社会科学系の学部を置かない大学は全体で五十二校でございます。ただし、の中にはたとえば医科系の単科大学が十一校ございますとか、あるいは教員養成系の単科大学、北海道教育大学とか東京学芸とか、そういうふうなものが十一大学、それから工学系の単科大学で室蘭工業大学でございまして、名古屋工業大学といふようなものでございますが、そういうものが七大学、そのほか図書館情報大学でございますとか、鹿屋体育大学、そういうような単科大学が七大学あるわけでございまして、複数の学部を有する大学でかつないものといふことになれば十六大学といふやあいに御理解をいただければ結構かと思ひます。

○小西博行君 では、その残りの十六大学は徐々に予算の関係で設置していく、そういう考え方でよろしいでしようか。

○政府委員(宮地賛一君) 私どもとしては残りについてすべてに人文系の学部を設置する所では考へていません。基本的には、大学部の増設についてはそれぞれ地域からも御要望もいただいておりますけれども、先ほど御説明

したようないろいろな観点から十分全体を勘案いたしました、必要な分野、必要な地に設けるということが必要でございます。もちろん大学にとりましては、人文系の学部もぜひほしいという強い希望はあるわけでござりますけれども、必ずしもすべてに置くという考え方ではございません。若干の大学については創設準備費とか調査経費等を配分して検討もしていただいている大学もあるわけでございますが、全体的には非常に厳しい状況下でございますので、先ほど申し上げましたようなきわめでしほつて形でお願いをしておるというのが現状でございます。

○小西博行君 それでは三重大学は、この法案が通過されると人文学部というのがつくられるわけですね。その際に、いわゆる入試ですね、ことしから、四月からですか入るわけですから、共通一次というのはこの学生たちはもちろん受けていないわけですね。その辺の入試の関係についてちょっととお伺いしたいと思います。どういう処置になるんでしょう。

○政府委員(宮地賛一君) 入試の関係でございますが、法案成立後募集をすることになるわけでございます。したがって、共通一次については要しないということでございます。

○小西博行君 そうすると、共通一次でなくていわゆる二次試験を最初からやるという感じになるわけですか、学校単位において。そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(宮地賛一君) 三重大学自身での選抜になるわけでございまして、考え方によつては第二次に集中するということとも考えられるわけでございます。

○政府委員(宮地賛一君) 過去の経験におきま

ても、大体新しい学部をつくりましてそういう形で募集をするという場合には、通常初年度は大変競争率の高い大学になるというような経験を持つております。

○小西博行君 私はそういう意味では、新しく人文系ができる、そして非常に競争率が激しい、それで非常にいい学生が入るということになりますと、当然教官がやっぱりすばらしい、先ほど高木先生の方もいろいろおつしやつていただきとも、すばらしい教官陣容でもってやっていただきたいというのが、将来に非常に効果をいい方向で残すかどうかという非常に大切な問題につながってくると思うので、その辺のところ、特に力を入れて考えていただきたい。そうしないと、せっかく設けでも余り効果がないということになりますとちょっと困ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小西博行君 そうすると、なぜその国立短期大学といふのをわざわざつくらなければならないんだろうか。何か特殊な事情があるのかどうか、その辺をお聞きしたい。同時に、内容的に特に従来の大学とは違うんだという特徴があつたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○政府委員(宮地賛一君) 高岡短期大学、御指摘のように、こういう国立の単独の短期大学としては初めてあるようになります。その理由は一体なぜでしょうか。なぜその国立短期大学といふのをわざわざつくらなければならんんだろうか。何か特殊な事情があるのかどうか、その辺をお聞きしたい。同時に、内容的に特に従来の大学とは違うんだという特徴があつたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○政府委員(宮地賛一君) 過去の経験におきま

う土地柄を考えまして、伝統的な工芸品産業の発展に寄与する、そういう工芸技術でございますとか、あるいは実務的な経理なり経営あるいは情報処理、さらに外国及び国際問題等の分野における職業に必要な実際的な能力の育成ということにねらいを置いておるわけでございます。

特に具体的には、特色としては先ほどもちょっとお尋ねがあつて申し上げたわけでございますが、具体的に、たとえば実習その他につきましても、積極的に地域の施設と連携関係をとりまして、たとえば県立の施設が隣にできますれば、実習関係についてはそういうところで行う実習をもつて大学の単位とするというような形で、地域と非常に密接な連携がとれるというような形であります。

○小西博行君 それでは次に、高岡短期大学の新設について二、三点質問させていただきたいと思います。国立大学として単独の短期大学は高岡短期大学が初めてであるように思います。その理由は一体なぜでしょうか。なぜその国立短期大学といふのをわざわざつくらなければならんんだろうか。何か特殊な事情があるのかどうか、その辺をお聞きしたい。同時に、内容的に特に従来の大学とは違うんだという特徴があつたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○政府委員(宮地賛一君) 高岡短期大学、御指摘のように、こういう国立の単独の短期大学としては初めて御提案を申し上げるわけでございます。基本的に地域の多様な要請に積極的にこたえる、広く地域社会に対し開かれた特色ある短期大学として創設をしていくという考え方でございまして、今後の短期大学の運営なり教育改善にも資することになるということで、今回御提案を申し上げておるわけでございます。

具体的な中身は、先ほどもお尋ねに答えたわけございますが、産業工芸学科及び産業情報学科という二学科の構成で考えております。高岡とい

とか、あるいはいわゆる第三セクターというようなことも言われておるわけでございますが、そういうような運営で、地方の要請にこたえるものとしてはそういう形のものが望ましいんではないかと思っております。そういう場合のいわば国立として一つこういうものをつくることによりまして、具体的な実践例をこれからつくり上げてまいりうというようなところにねらいを込めているものでございます。

○小西博行君 ちょっと、私はこの法案にもちらん賛成しているわけなんですが、ただ、いまだに賛成しているわけなんですか？

産業工芸だとか産業情報といふお話ですと、産業工芸だとか産業情報といふ、恐らく産業情報といふのはコンピューター・システムだとか、そういうものも同時に入るんではないかと思うのですね。まさにこれは専修学校と、非常にびったり専修学校とするんじゃないかななど。少なくとも短期大学となりますと、大学と名前がつくと、これは一般教養の中で当然英語だとかドイツ語だとか、こういうのが入ってくると思いまして、基礎的な数学だとか。そういうようなことで、私はむしろ専門学校的な、高専といひますか、高専はちょっと違いましょうか、専修学校の色彩が非常に強いものをやつた方がいろいろな意味で応用ができるのじやないか、やりやすいのじやないかと。学ぶ人も、先ほど局長の言われた目的からすればびつたりじゃないか、こういうような感じが実はするんですが、どうもその辺はちょっと中身的には違うもの期待されているんじゃないのかと。お聞きしたいと思うんです。

○政府委員(宮地寅一君) 短期大学の場合は、もちろん御案内のとおり、深く専門の学芸を教授、研究し、その上で職業または実生活に必要な能力を育成するということを目的にしているわけでございまして、教育、研究と、さらにいわば実生活に必要な能力の養成というようなことを考えているわけでございます。

この高岡は、お話をのようにねらいとしては、相当実務者の訓練といいますか、そういうことをねらっているわけでございまして、御指摘は専修学

校の専門課程というようなことで対応できるんではないかという御指摘でございましたが、その点に関しましては、若干從来の経緯もあるわけでございまして、高岡には現在は富山大学の工学部が置かれているわけでございます。その工学部の移転問題は、これはかねて從来から検討課題になつておりましたものでございまして、富山大学を一団地にまとめるというような形で、すでにもうそこの計画が進んでるわけでございますが、なかなか地元との間でいろいろその点の調整ということが大変今まで長引いてきてるというのが、正直申しまして本件の実態でございます。

そういう地域の要請にこたえるというような形で短期大学としてこの新しい構想を打ち出し、地域の要請にこたえる姿をやるという形で一つの新しい試みを、かつ、従来からの懸案でございました富山大学の工学部の移転問題の処理も、今回この高岡短期大学の設置にあわせて懸案の処理をするというような事柄もあるわけでございまして、そういう全体的な構想の中で、短期大学としての考え方で私どもお願いをしているわけでござります。先生御指摘の、専修学校と非常に近いんですか、高専はちょっと違いましょうか、専修学校の専門課程と、先ほども申し上げましたように、現在ではほぼ三十六万程度で専修学校の専門課程というのは大変率が伸びてきおりまして、実際、いわば短期大学とほぼ肩を並べるぐらいのウエートを持つてきて、それが大変具体的には多様な要請、社会の要請に非常に即応し得る体制で教育が行われるということが専修学校の専門課程が伸びてきた一つの原因であろうかと思いますが、他面、今後短期大学がやはり短期大学としての使命を果たし、さらに社会的なりきりを十分受け入れた形にしていくと、いう意味では、ある意味では短期大学の一つのあり方といふものを、そういう実生活に対応するような形で弹らつてきているわけでございます。

○小西博行君 それなら特に申し上げておきたいですけれども、実際にたとえば私なんかは経営工学といふのをずっとやっておったわけです。そうしますと、経営工学の中には、たとえば現場の改善という、目に映ったものを改善していく合理化していくという分野と、今度は経営のシステムの設計をするという非常に高度な分野も同時に出てくるわけです。

その大学の焦点をどこに置くかということが、将来の、たとえば学生がどういうところへ就職しているかということをよっぽど調べておかないと、非常に高度な理論ばかり、たとえばオペレーションズリサーチみたいな高度なやつをはつとやつても、実際は研究者になる学生というのではなくどいとか、そういうものでないぶん悩むわけです。先生方は、当然自分のベストで教えたいという気持ちはあるわけですね、自分の専門を力いっぱいやると。ところが、実際受ける方の学生というのはほとんど理解せずに卒業してしまうというこのギャップがいつもあるわけです。

ですから、いま局長がおっしゃったように、地元のそういう工芸産業の中でどう生きていくとか、あるいはその中でできるだけ合理化してシステム的に、大企業まで行かなくても将来の経営にプラスになるような、そういうシステム設計が多少でもできる、こういうことですと、私はかえって思い切って、一般教養的なものはむしろ割愛しながら、さつき申し上げました専修学校的な、すぐ具体的に現地の問題点を対応できるような教育をしてあげないと、わずか二年間というのはあつて十単位かひよつとして入るんじやないかと思うんですが、それなりますと私はなかなかむづかしいんじやないかという感じが実はあるものですから、短期大学の将来の新しい方向としてこれから考えていかれるのだということだつたら結構なんですか？

○政府委員(宮地寅一君) この教育課程でござりますが、従来準備会議で検討されてきたものについて申し上げますと、一般教育科目が八単位、外國語単位が二単位、保健体育が二単位、専門教育科目については先ほども申し上げましたが、産業工芸学科では五十五単位、産業情報学科では五十二単位というようなことでございまして、どちらかといえば専門教育科目を重視する考え方をとっているものでございます。先生御指摘のようないくつかの問題で、今後さらに創設準備室が中心になつて検討を行っていくことになるかと思います。

○小西博行君 それでは、次へ移ります。

いろんな事情があろうかと思います。次は、日切れ法案という問題なんですが、これは私はまだこの二つの法案も日切れ法案というところで、何ともきようじゅうに採決まで持ち込まなきやいかぬという形をとられるわけなんですけれども、この種の法案といふのは、ずいぶん前からいふべきよじゅうに採決まで持ち込まなきやいかぬという形をとられるわけなんですけれども、この二つの法案も日切れ法案といふことで、何ともきようじゅうに採決まで持ち込まなきやいかぬという形をとられるわけなんですけれども、この種の法案といふのは、ずいぶん前からいろいろ検討されながら、どなたが提案して今日までやつてきたのかなということを、これはほかの法案も当然同じだと思いますけれども、ちょっと不可思議に思うわけです。

前々からいろいろ議論しながら今日まできたと

いうんだつたらよくわかるんですけど、何となく目の前に来てどうしてもという感じになつておるんですが、あっちこっち余り言いません。その問題についてこれ一問だけ教えていただきたいと思います。

○政府委員(宮地寅一君)　この改正案では、五十年度に三重大学人文学部、奈良教育大学及び福岡教育大学の大学院の設置という点を改正としてお願いをしているわけでございます。そして、年度内に成立しなかつた場合には、これらの学部なり大学院における学生の受け入れがおくれるというような点が出てくるわけでございまして、私どもとしては速やかな成立をぜひともお願いをしたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、たとえばこの高岡の短期大学の場合で申し上げますと、これは新しい大学の設置でございまして、この場合には具体的には十月に開学をいたしまして、学生受け入れはさらにそれから二年半後ということで、その間に法律で御審議いただいた上で、具体的な施設の整備でござりますとか、教官組織の整備でござりますとか、そういうようなことに十分準備期間をとつた形で御審議をお願いしているわけでございます。

それで、通例は新しい大学をつくります際などは、特に従来無医大県解消ということで医科大学の設置を順次お願いをしてきたわけでございますが、たしかその審議の際に、やはり年度を越えた――医科大学の設置についても、従来は新年度からの予算をお願いして、新年度から直ちに学生受け入れということで医科大学等の場合にやつたわけでございますが、その際に、新設の医科大学ではその点が大変無理が出てくるというようなことがございまして、事前に法律で御審議をいただいて、さらに施設の整備その他は引き続きやるといふような形で設置をお願いしておりますが、学部段階のものについてはこういう形で御審議をお願いしているのが従来の前例でございます。

○小西博行君　先輩の先生方によく教えていただけみたいといふふうに思いますが、しかし、何か突

然出てきたような実は感じがいたしますから、できれば早い段階でいろいろ審議をする機会をぜひとも設けていただきたいというふうに考えます。さて、時間も余りございませんので、総定員法の関係を少し質問させていただきます。実は、臨調答申では、昭和四十八年度以降設置された新構想大学及び医科大学の教職員の定数は総定員法の枠外とされてきたのを改めて、これも総定員法の中に含めるというふうに述べておられます。文部省はこの答申をどのように受けとめて今回対応しているのか、あるいは今後対応していくのか、この点をまずお願ひしたいと思います。

○政府委員(宮地寅一君) 御案内のとおり、昭和四十八年度以降に設置されました新しい構想によります大学や、あるいは無医大県解消ということでお願いをしてまいりました国立医科大学等につきましては、総定員法が制定されました当時予想されていなかつた大規模なプロジェクトであるわけでございますので、その大幅な定員需要に対しきましては、総定員法の最高限度の枠内で規定の定員の再配置によってだけではすべてが賄えないというようないかがれども、そういうことで定員管理そ

うな、すべて対処するということも必ずしも適切でないというようなこともございまして、昭和五十二年度以降、当分の間の措置として、国立学校設置法附則第三項の特例によりまして対処できるようにしてまいっておるわけでございます。

特例措置ではございますが、総定員法の枠外ではござりますけれども、そういうことで定員管理そのものが緩められているというふうなことはもとよりないわけでございまして、この総定員法の枠の中であると外であるとを問わず、定員管理としては大変厳しい定員管理がなされているところでございます。

そこで、今後のこのプロジェクトにかかるる定員の取り扱いの問題でございますが、御指摘のように、臨時行政調査会の答申でも指摘されているわけでございますが、この特例措置を廃止して総定員法に一元化するということも考えられるわけですが、しかしながらこれは公務員制度でございますが、しかしながらこれは公務員制度

全体のあり方の問題でございますとか、あるいは国立学校の教職員について全体的な定員管理のあり方をどうするかというような基本的な問題もあるわけでございます。私どもとしては、関係省庁とも十分連絡をとりながらそれらの点について適切に対応してまいりたいというぐあいに考えております。

なお、ちなみに今回お願ひしております定員のほとんどは、特に三医科大学の病院の開設といふような中身が入っているわけでございますが、この病院の整備につきましてはお今後それぞれ年次を追つて整備を進めてまいらなきならぬ点がござりますので、私どもとしては、なお今後、五十九年以降およそ昭和六十三年ごろまでは、この無医大県解消ということとで整備を進めてまいております医科大学の定員については、順次計画に沿つて整備を図つてしまはなければならぬ問題を抱えているということございます。

○小西博行君 最後に施設の問題を幾つかやりたかつたんですが、一点だけ質問をして終わりたいと思います。

教育施設というのは、これはもう大変大きな問題だというふうに私は考へてゐるわけです。確かに教育の内容についてはいろいろ議論されてゐるわけなんですが、やつぱり施設という問題も、いい教育をしようと思つたら当然それは考え方かななければいけないし、早く整備しなければいけない、そういう問題だと思いますので、これは最後で結構ですから、大臣のそれに対する認識、これをひとつお願いしたいと思います。

同時に、今回のこの法案、五年間延長といふことになつておるわけですが、果たして五年間延長で十分なのかどうなのか。たとえば沖縄振興開発特別措置法というのがござりますし、それから豪雪地帯対策特別措置法、それから離島振興法、こういうようなものは全部十年単位で考えておりましたね。五年間で十分なのかどうなのか。私は十一年くらいの単位で考えていかなければまた五年間延長というかつこうをとらなきやいかぬようになる

○國務大臣(瀬戸山三男君) おつしやるとおりに、学校の教育の内容もそうでござりますが、やっぱり学校教育上の施設が非常に大事でございます。たびたび申し上げておりますように、やはり環境を整備していい教育ができるようになりますが、これが一番大切でございますが、なあ先ほど来てアレハブの問題があつて、あるいは急増地域のマンモス化があつたり、あるいはまだまだ相当戦後努力をしてきておりますけれども、耐用年数が来た本造なんかもありますので、今後やはりこれを重点的に整備を進めていかなければならぬと、かように考へておるわけでございます。

○政府委員(阿部充夫君) なぜ五年間延長するのかという御質問でござりますけれども、この点につきましては、一つには、この制度を初めつくりましたのは昭和四十八年度でござりますけれども、以来、当時五年間の时限措置ということですべてをいたしました。その後昭和五十三年に延長いたしました際に五年間ということで延長をしてまいつたというような経緯等もござります。

そういう点から見て、今回も五年間の延長とお答え申し上げましたように、小学校につきましてはすでにピークを過ぎておるということがござりますが、そのほかに児童生徒数の変化の状況等を見ておりますと、先ほど来、午前中の御質問でもお答え申し上げましたように、児童生徒数の変化の施設の整備というのはその児童数とぴたり一致するものではなくて、その前からあるいはその後まで後遺症というようななかつこうで残つてくるというようなこともございますので、そういう立場はあるわけでございますが、六十年、六十一年があるいは六十二年あたりというところがひとつ将ら、その辺は局長にお願いするとして、この二点をお答えいただいて私の質問終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

ようにも思います。

わが国の児童生徒数の増加はそろそろ天井に達しているとはいまでも、中学、高校はこれからがピークを迎える時期であろう、このように思います。さらに過密、過疎の地域的なアンバランスにこれからも対応していかなければならぬと思います。また、巨大なマンモス校の問題、これの分割をしていく等、新しいニーズも今後生まれてくると思います。四十人学級への備えもしていかなければならぬ。学校施設整備の需要が減少していくとはどうてい考えられないわけなんですけれども、このような予算減で十分な施設整備が本当にちゃんとやれるのかどうか、危惧する声もあるわけですけれども、その辺はどう文部省は考えておりますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま先生から御指摘がございましたように、ここ三年ほど公立学校の施設整備費予算が減少してまいりておるわけでございますが、この主な理由は先生のお話にも出てまいりたわけでございますが、公立学校の施設整備が一番大きな影響をこれまで持つておりますのが小学校の児童数がどうなるかということでございまして、これが昭和五十六年度をピークにいたしまして減少に転じておるわけでござりますが、そういったことから各市町村が持つております施設の整備の計画自体がかなり減少していいるということによるものでございます。

そういった関係から、昭和五十八年度の予算につきましては、各市町村の計画事業量を聴取をいたしまして、それに対応する事業量を確保するという方向で予算措置を行つたわけでございますので、その結果、これだけの減少になつておりますが、私どもといたしましては、予定しておる計画事業量をこなせるだけの予算措置はしたというふうに考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 そういう二、三にはちゃんとこたえておるということですね。

学校施設整備の中でも緊急性が高いのはやっぱり危険校舎の改革ではなかろうか、こう思ふんで

す。児童生徒の安全にかかる問題でもありますし、これはおくるをやるわけにはいかないだらうといふうに思います。

文部省が予算委員会に提出した資料によりますと、五十八年度予算案では五十七年度よりやや増加しているけれども、それでも五十五年度までの水準をかなり下回っているように思ひます。改裝面積で言えば、五十六年度にも及んでいないという状況だと思ひます。この部分で一〇〇%危険校舎がなくなるとはどうてい思ひませんし、どうやってこの危険校舎の改革を促進するか、その辺はいかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 午前中の御質問にも出たわけでございますが、危険校舎といふのは、先生のお話にもございますように、子供の安全の問題にかかるわるいことで、私どもとしても非常に重要なことだと考えておるわけでございます。そういう意味で、危険校舎については從来から非常に力を入れてまいりたつもりでございまして、この最近十年間を見ましても、木造のいわゆる危険建物の比率というのが四六%から一三%というところまで木造が少なくなつてゐるというようなことで、間もなく一けた台に落ちるであろうといふこと、そこまで整備をしてまいりたわけでございまして、そういう意味では危険建物の解消はかなり促進はされてきておるわけでございます。

しかし、近年、厳しい財政事情その他の状況等もございまして、特に五十七年度は若干予算が少なかつたといふふうに考えておるわけでございまして、それに対応する事業量を確保するという方向で予算措置を講じておるわけでござりますが、私どもといたしましては、予定しておる計画事業量をこなせるだけの予算措置はしたというふうに考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 そういう二、三にはちゃんとこたえておるということですね。

学校施設整備の中でも緊急性が高いのはやっぱり危険校舎の改革ではなかろうか、こう思ふんで

なお、そのほか從来から問題になつておりますし、いわゆる耐力度点数四千五百点以下のものを原則として改革の対象にする、しかしながら、それはさらに五千五百点以下というところまで範囲を広げて改革の対象にするという措置を暫定的に講じてきたわけでござりますけれども、この点につきましても、五十八年度についてもその千点緩和という措置を引き続きとるというようなことで、この問題につきましては今後とも努力をしてまいりたい、かようて考えておるところでござります。

○前島英三郎君 いま、一三%ぐらいである、やがては一けた台になつていくだろとういう見通しがあつたんですけれども、数字でちょっと伺いたいと思うんですが、木造校舎の場合、一万点満点で点数を計算して、四千五百点以下のものを危険校舎としておつた、それを五十二年度からいまお述べになりましたように五千五百点以下まで拡大して改革を促進してきた、こういうことですね。

現在、その四千五百点以下、五千五百点以下の学校施設というのはどのくらい残つてゐるものなんですか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま手元に点数の数字を持つておりますので、木造建物の総面積で申し上げさせていただきますが、千七百八十二万平方メートルでございまして、先ほど申し上げました建物全保有面積の一三・一%というようなことでござります。五十八年度予算では、その約一割に当ります百四十三万平米ほどを解消するという予算措置を講じておるわけでござります。

○前島英三郎君 そうすると、危険校舎、木造校舎の改革の問題、これは、大体一〇%ずついますものの中には、たとえば、近く統合するためこの校舎はもう使わなくなるとか、それからあらはそもそも倉庫とかいうようななかつこうで、鉄筋に改革をする必要がないものでございますと

か、いろいろなケースのものがあるわけでござりますので、この全部が完全になくなることを目指しておるわけでは必ずしもないわけございます。それぞれの学校の実態あるいは市町村の判断によりまして、残しておくべきもの、あるいは純粹に壊しちゃうだけでいいもの等もあるわけございますが、そういうようなこと等を考えますと、まあ先ほどの単純計算で申しますと十年程度ということになりますが、それよりは数年早く解消ができるのではないかと思つておりますし、そういう方向でこれからも努力をしてまいりたいと、かようて考えております。

○前島英三郎君 そういうあいまいとしたものではなくて、たとえば四千五百点以下のものはあと二年以内にするとか、あるいは五千五百点以下については四年以内にすべて改革するといった具体的な目標をはつきり示して、私は木造に関してはこの際全部やつてしまふべきではないかと、そういう気がするんですね。

で、私の子供が通つております学校は、全クラスじゅうたんが張りめぐらされていまして、この辺もどうかと思いますけどね、ちょっとやり過ぎるんじゃないかといふような気がしないでもありませんけれども、そういう学校があるかと思いますと、依然としてプレハブ的な木造的な部分のアンバランスといふようなものも大変多い。そういう点では、そろそろ年度を切つて、二年以内あるいは四年以内というようなそういう段階ではなからうかといふ気がするんですけども、その辺は御検討いかがなんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘の点につきましては、御趣旨としては大変ごもつともなことではあります。この点につきましても、たとえば当面急増のためにどうしても子供を受け入れる部分を先に建てなきやならないといったようなケースもございましたり、いろいろなケースがあるわけでござりますので、数字的に切つてこれだけはいつま

部、高等部の充実という問題が出てきているといふうに理解をしております。私ども施設整備という面から申しますれば、各都道府県からの御要望等によりまして、それに最大限対応をして整備を図っていきたい、かように考えております。
○前島英三郎君 養護学校は数がふえたといましても、全体としてはごく少数でござります、まだ七百ですからね。そこに通う子供にとっては、自分の家から遠いことは、これはもう間違いないんです。健康な子供は校区の近い学校に行けるのに、

れども、普通学校でも障害を持つ児童生徒に对する配慮は必要でしょうし、設計指針の中にもその辺はうたわれているんですけども、これもすべて自治体負担というような形になる。中には、使えないトイレはひとつボランティアで大工さんたちが改造しましようみたいな、そういうようなことがあります。何らかの財政的な裏づけとか、あるいは手当てをしてやらなければ自治体がしり込みするおそれというのも大変あるんじゃないかというような気がするんです。
ね。

ういう計画がある場合には、補助単価の上乗せをせしまして文部省としては対応いたしておりますので、これも御希望には十分沿える体制をとつておるわけでございます。

○前島英三郎君 ですから、障害を持つた子供が学校設備の不備の面だけあるいは就学が拒否されるというようなケースもなきにしもあらずでありますので、そういう部分はなるべくそれぞれの自治体に文部省から何らかの通知をしていただくなりの配慮が大切ではなかろうかというよう気がいたします。

教育段階から高校・大学、さらに社会教育、職業訓練等まで含めて総合的に再検討してみる必要があるのではないかという気がいたします。その中で法体系のあり方も考えていただきたいというふうにも思います。そのために、障害児教育の普及委員会のようなものを文部省内に設置して検討をしていただければ大変ありがたいと思うんです。けれども、これは私の個人的な意見であります。

最後に、時間になりましたもう大方の議員の皆さんお席へ着かれましたから、私は最後にならりますが、大臣並びに官房審議官の答弁を伺つて、私の質問を終つて、この会議は

障害を持つ子が大体遠くまで通うということ自体が何となく僕は理解ができないんですけども、そこで、なるべくそういう負担をかけないようになります。これからは小規模化を図つて、しかも普通学校に近いところ、あるいは同じ敷地に設置するといった形も考えていくべきではないかというふうにも思うんです。その方が児童生徒の負担も減つてしまいましょうし、あるいは普通学校との交流も緊密にできるという教育面での大変なメリットもあるんじゃないかなとかいうような気がするんですけども、そういう点、検討するお考えが文部省にありや否や。どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 養護学校の生徒は心身上に障害を持つているわけでござりますから、教育上非常にそのための手厚い配慮というものは必要であるというふうに考えております。そういった面につきましては、各都道府県におきまして適切な環境づくりというような点でいろいろ御配慮をいただいており、それに基づいて整備計画がつくられておるわけでございまして、それぞれ各地の事情等いろいろいろいろかと思ひますけれども、文部省といたしましては、御指摘にございましたように余り巨大なものであることは適切でないだらうというような点等も十分踏まえまして、各都道府県からの整備計画等に対応して必要な予算措置等はやってまいりたいと、かように考えております。

ですから、私はこれから整備の中にはひょっとしたら障害を持つ子供たちがいま健康な子供たちの中にいっぱいいるのですから、障害を持つた、はいあなたはこの学校からさよならしないといふのは、余りにも教育的な配慮がなき過ぎる状況だといふうに思いますので、これがからつくられる新しい校舎については、洋式便所を何%とか、あるいはエレベーターの設置の問題、鉄筋の校舎になれば、当然そういうことも配慮されるでしようし、あるいは避難路の安全性の問題なんかも、そういう面での配慮を今後とも積極的にやつてもらいたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 学校新増設等をいたします場合には、お話しもございましたように学校施設設計指針というものを定めておりまして、それによって身体に障害を持つてゐる児童生徒等のために洋式便器をつくるとか、あるいは手すりをつけるといったようなことが望ましいことといふことで指導をしておるわけでございまして、この関係につきましては、学校を建てる場合の中の金額としてはほとんど普通の単価の中で処置ができる程度のものでございますので、問題ないと考へておるわけでございます。

それからまた、お話に出でまいりましたエレベーター等でございますけれども、これも全校必置というわけにはなかなかそれはまいらないかと存りますが、これについてもそれぞれの学校でそ

養護学校について言えば、文部省が直面する問題の内容がいまや量から質に変わってきているということと同時に、障害児教育は養護学校といふ感覚ではだめでございまして、普通学校のように受けとめるかということを真剣に考えなければならないことがもう明らかになってきてるような気がするんです。普通学級の中にも相当数の障害児が在籍しているほか、「二万学級以上」と特殊学級もござりますし、交流教育が普通校の子供たちにとっても大切であるということは、文部省も認めていることだらうと思うんです。

現在の障害児教育のあり方、特に養護学校の義務制の実施、養護学校の整備促進等については、昭和四十六年の中教審答申に負うところが大きいと思うんですけども、その当時の見通しや考え方とのつとったこれまでの施策が進められてきたことは、一回では養護学校の学校数など、当該与えられた課題を一応達成したと言うことでもできるんじやないかと思うんです。しかし、もう一而では、たとえば当時計画の基礎数字となつた障害児の発生率の考え方及びその数字が、今日からすれば適当でないということが明らかになつてきていますし、当然見直しの必要があるということはもうはつきりしていると思うんです。

そこで、さきに触れた負担法と特別措置法との二本立ての問題にも関連するわけなんですけれども、養護学校義務化実施から五十八年度で五年になるのを機会に、障害児者の教育について、義務

○政府委員(齊藤尚夫君) 今後におきます障害者に対する教育のあり方につきましての御提案でございますが、このことにつきましては、昨年の二月に、総理府の国際障害者年推進本部が障害者政策に関する長期計画、およそのめど十カ年といたことで、この一環として教育の理念あるいはそこ具体的な施策の方向について、かなり詳細に提案をいたしております。文部省といましましては、この趣旨に沿つて今後の施策を当進めてまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 前島さんからいろいろ障害児教育について熱心に意見を聞かしてもらつたことについて、ありがとうございました。

四十六年、中教審の答申を得て、五十三年ですか四年からこれを義務化に移しておる、こういう過程を経ていま申し上げましたような計画で進めておるわけでございますから、いまのところ新しく特別なまた委員会をつくるということは現在考えておりませんが、御趣旨はよく体して進めたいと、かように考えております。

○委員長(堀内俊夫君) 他に御發言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(堀内俊夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、秦野章君が委員を辞任され、その補欠として御

して福田宏一君が選任されました。

○委員長(堀内俊夫君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案の修正について佐藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤君。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題の国立学校設置法の一部を改正する法律案に對し修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでござります。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正案の内容は、改正案中第七条の二第二項、すなわち筑波大学に関する項の改正規定を削除するというものです。

すでに本委員会の審議を通じて明らかのように、この筑波大学の国際関係学類の設置に至る経過はきわめて謀略的であるとともに、重大な大学自治原則のじゅうりんが行われているということであり、このような国際関係学類の設置を認める

ことは、学内世論を無視してでも、政府と一部大

学当局者の結託によつて学部、学科等の創設が行えるというファッショ的な前例を残すことになります。

しかも、その教育、研究の内容たるや軍事色の疑いが強く、真理と平和を希求する人間の育成を期するとした教育基本法の精神と全く相入れないものとなつてゐるのであります。

かかる法改正を本委員会が認めることになれば、今後の日本の教育において重大な禍根を残すことは明らかであります。

一方、三重大学の人文学部、奈良教育大及び福岡教育大の大学院の設置、高岡短大の新設、山形大工業短期大学部の廃止などについては基本的に賛成できるものであり、学生募集などの関係から筑波大学問題の審議によつて成立をおくらせることは適切でないと考るものであります。

以上のような理由から、筑波大学に関する部分

を分離させることが必要と考え、関係規定を削除する修正案を提出するということにいたしました。

○委員長(堀内俊夫君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(堀内俊夫君) それでは、ただいまの修正案に対し、御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより國立学校設置法の一部を改正する法律案について原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより國立学校設置法の一部を改正する法律案について原案並びに修正案について討論に入ります。

——別に御発言もないようですから、これより國立学校設置法の一部を改正する法律案について原案並びに修正案について討論に入ります。

二、教員の資質向上のため、教員養成に当たる大学、大学院においては教育内容の充実及び現職教員の積極的受入れに努めること。

三、高岡短期大学については、地域の要請にこだえた特色ある高等教育機関として整備充実すること。

四、筑波大学の「国際関係学類」においては、平和な国際社会の進展に貢献し得る人材の養成に努めること。

五、国公立大学の共通一次試験の改善については、可及的速やかに関係者の合意を得るよう努めるとともに、二次試験についても、各大学における自主的な改善工夫を促進すること。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございますが、これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正案の内容は、児童生徒急増指定期町村に対する小中学校校舎建設費国庫負担率三分の二という特例措置を、政令指定都市及び不交付団体についても例外扱いとせず適用できるように改めるというものであります。

その理由は、児童生徒急増地域の大半は政令指定都市とその周辺部に集中し、マンモス校分離も含めて校舎建設費負担は大きくなっていること、とりわけ政令指定都市の場合は、昭和五十六年のいわゆる行政改革一括処理法によって特例措置によるかさ上げ補助額の六分の一が削減されていることなどを考えるならば、財政力があるということがで一般の自治体と区別する根拠は成り立たないと言わなければならぬからであります。むしろ、これまでの長年にわたる小中学校建設費の超過負担の累積や用地難、加えて自治体財政の逼迫状況を勘案するならば、現行の延長でさえ最低限のものと言わざるを得ません。

いま求められているのは、特例措置の本旨、すなわち義務教育を保障するために児童生徒急増自治体の財政負担の軽減を図つて学校施設整備を円滑に進めるという立場に立ち返ることであります。いま提出の修正案によつて必要となる経費は、昭和五十八年度約三十億円であり、軍事費を初め不要不急経費を削ればその財源は優に得られるのであり、このことこそが関係自治体や国民の期待にこたえる道であると確信いたします。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたします。

○委員長(堀内俊夫君) ただいまの佐藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の二の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。瀬戸山文部大臣。

○委員長(堀内俊夫君) 次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の修正について佐藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤君。

○委員長(堀内俊夫君) 私は、日本共産党を代表して、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

○委員長(堀内俊夫君) ただいまの佐藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の二の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。瀬戸山文部大臣。

二九

昭和五十八年四月十五日印刷

昭和五十八年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局